

平成23年3月中川村議会定例会議事日程(2)

平成23年3月10日(木) 午前9時00分 開議

日程第1 長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙

日程第2 一般質問

5番 村田 豊

- (1) 行政の委託契約と法的対応について
- (2) 地上デジタル放送切替対応に配慮を

8番 柳生 仁

- (1) アンフォルメル中川村美術館について
- (2) 歴史民俗資料館のありかたについて

3番 藤川 稔

- (1) 高齢者の生活支援について
- (2) 自治体間の連携について

1番 中塚 礼次郎

- (1) 三六災害50周年イベントについて
- (2) 生活・通学道路改良について

7番 湯澤 賢一

- (1) 村の東西地区のバランスを考えた村づくりを
- (2) 中川村に残される農耕隊の記録の保存と積極的な活用を

6番 大原 孝芳

- (1) 「日本で最も美しい村」連合の加盟に係る今後の取り組みについて
- (2) 新エネルギーの推進について

出席議員(10名)

- 1番 中塚 礼次郎
- 2番 高橋 昭夫
- 3番 藤川 稔
- 4番 山崎 啓造
- 5番 村田 豊
- 6番 大原 孝芳
- 7番 湯澤 賢一
- 8番 柳生 仁
- 9番 竹沢 久美子
- 10番 松村 隆一

説明のために参加した者

|       |       |        |       |
|-------|-------|--------|-------|
| 村長    | 曾我 逸郎 | 副村長    | 河崎 誠  |
| 教育長   | 松村 正明 | 総務課長   | 青木 茂彦 |
| 会計管理者 | 宮澤 学  | 保健福祉課長 | 宮下 健彦 |
| 振興課長  | 北島 眞  | 建設水道課長 | 鈴木 勝  |
| 教育次長  | 玉垣 章司 | 総括保育園長 | 米山 秀昭 |

職務のために参加した者

議会事務局長 座光寺 真理  
 書記 小林 郁子

# 平成23年3月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

平成23年3月10日 午前9時00分 開議

- 事務局長  
○議長  
ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)  
おはようございます。  
ご参集ご苦労さまでございます。  
ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。  
日程第1 長野県地方税滞納整理機構議会議員の選挙を行います。  
長野県地方税滞納整理機構議会議員につきましては、長野県地方税滞納整理機構規約第8条の規定により町村議会議員から2名を選出することになっておりますが、候補者が3名となったため、今回、選挙が行われるものです。  
この選挙は、長野県地方税滞納整理機構規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選人の報告及び当選人への告知は行いません。  
そこで、お諮りいたします。  
選挙結果の報告については、議会会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長 異議なしと認めます。よって、選挙の結果については、議会会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。  
選挙は投票で行います。  
議場の出入り口を閉めます。  
〔議場閉鎖〕  
○議長 ただいまの出席議員数は10人です。  
次に立会人を指名します。  
議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に中塚礼次郎議員、柳生仁議員を指名します。  
候補者名簿を配ります。  
〔候補者名簿配付〕  
○議長 候補者名簿の配付漏れはありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長 配付漏れなしと認めます。  
投票用紙を配ります。

- 念のために申し上げますが、投票は単記無記名です。  
〔投票用紙配付〕  
○議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。  
〔投票箱点検〕  
○議長 異常なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
1番議員から順番に投票願います。  
〔投票〕  
○議長 投票漏れはありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。  
中塚礼次郎議員、柳生仁議員、開票の立ち会いをお願いします。  
〔開票〕  
○議長 選挙の結果を報告します。  
投票総数10票、有効投票10票、無効投票0。  
有効投票のうち、  
久保田三代議員2票  
山本陽一議員3票  
関島伸憲議員5票  
以上のとおりです。  
議場の出入り口を開きます。  
〔議場解放〕  
○議長 ここで暫時休憩といたします。再開は午前9時30分とします。  
〔午前9時10分 休憩〕  
〔午前9時30分 再開〕  
○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
日程第2 一般質問を行います。  
通告順に発言を許します。  
5番 村田豊議員。  
○5番 (村田 豊) 私は、さきに通告させていただきました2点についてお聞きをしたいというふうに思います。  
まず1点目は、行政の委託契約と法的対応についてということで、特に、最近、情報化の時代を迎えまして、あらゆる情報がインターネットから取り込むことができる

と、だれでも幅広い情報を知ることができる時代に入っております。

そういったことで、今回は、予算に関連した部分を中心に、保守管理やリース契約を含め情報の取り扱い上の問題、あるいは、機械利用上、経費削減や、そのことがトラブルにつながっておったり、あるいはまた法的対応していくような事案が発生するのではないかとということも予想されます。そういう点で、事業執行上で予算期限を含めた内容も精査をして、どのように対処をしていくお考えがあるかお聞きをしたいというふうに思います。

1点目は各種の委託契約について適正な契約や運用がされているかという点でございます。

私は、ほんの一部分を情報公開の中で提示をいただきましたけれども、7点ほどの契約、リース契約を含めて、業務委託契約、あるいは機械等の賃貸借契約、契約書というものをを見せていただきましたが、押し並べて抽象的な内容が出ておるわけであるわけです、各種の、こういった部分について細かく3点ほどお聞きをしたいと思います。

まず1点目は、本会議上程の折にお聞きをしましたが、特に更正減が、決算、あるいは22年度に事業につきましても更正減が計上されております。こういった点が予算計上されているかどうかということをお聞きをしたかったわけですが、このことについては課長のほうからお答えをいただいております。具体的には、予算決定後に数社の見積もりをとりながら、できるだけ安い、経費節減ができる方向へ持っていきたいということですが、21年度の決算から見ると、もう少し、今年の予算額、下がってきてもいいんじゃないかなと、22年度の更正減額については金額が予算を立てた後ですのでわかりますけれど、そんな点を感じますが、具体的に23年度については、過去、21年22年度を踏まえる中で、23年度執行に当たっては軽減努力をしてもらいたと思いますが、その点、よろしくをお願いします。

○総務課長 契約の委託料の部分のご質問かと思えます。

23年度の予算が21年度に比べると多いのではないかとというようなご質問かと思えますが、21年度、想定した部分より、業務量、増えて、毎年、業務量につきましては増えてきております。そんな関係で、21年度に比べて減額になっていないわけですが、業務量、委託契約の業務量が増えてきておるということで、減額がなされていないという状況であります。

それから、この情報システムの調達につきましては、村では、必要とする機器、利用期間といった仕様を業者のほうへお示しをし、その機能が実現し、利用期間に耐える具体的なハード、ソフトについて業者側に選定を任せる——任せていることが多い状況であります。

また、補修費用……。これはご質問になかったんで、すみません。

以上であります。

○5 番 (村田 豊) 特に、こういった電子機器等を主体にお聞きをしておるわけですが、他町村で同じような業者との契約をされておりますが、費用比較等、業務量の違いも

あると思いますけれども、されておりますでしょうか。その点お聞きします。

○総務課長 他の町村との比較でございます。得られる範囲内で、情報収集は、当然してございます。

ただ、契約の細部まで各町村から情報の公開がされていない部分もございます。

また、このユーザー数、それからデータの量に応じて機器の構成などの仕様が異なるということがございまして、なかなか、この比較をすることは難しい状況がございます。

村として、総額としては、規模に準じた、この委託契約になっているのかなあと、そんなふうに思っているところでございます。

○5 番 (村田 豊) この点については、無理からぬことだと思いますので、単純に人口当たり費用比較等をしていただきたいというふうに思います。

3点目としては、特に施設や機械等々の導入の中で、当初言われた効率と違うというような問題は発生はしておりませんか。

○総務課長 新クライアントシステムを導入したことということによろしいですか。

○5 番 (村田 豊) 漠然としているようですすみません。

○総務課長 新たに、庁内、新クライアントシステムを導入いたしました。庁内のシステムの中で、このシステムを導入した時点では、システムのダウンが生じたことがございます。これにつきましては、その後の調整の中で、現在は安定をしている状況であります。

ただ、システムダウンを起こさないために、庁内のシステム、この当初の予定の中では、業務量に対してサーバーが2機で対応ができるということでもございました。業務量が集中するときにダウンがするということもございまして、1台、サーバーを増強をしたということがございます。これにつきましては、職員の数でいきますと2台のサーバーで対応ができるということで設定をしたわけでもございますが、業務量が集中したときにはダウンすることもあったということで、1台、増強をしたという状況でございます。

○5 番 (村田 豊) 施設というのは新クライアントシステムだけでなく、ほかの施設等で問題が発生しているところがあったらということであつたわけですが、具体的な質問の中で、そいじゃあ次にお聞きをしたいと思えます。

特に、今、内容的は大枠をお聞きをしたわけですが、機械等が単年度で更新、導入なり買い換えなきゃならんというような費用の発生がしておりませんかということですが、特に、この中で、1点として、上程のときにも質問をいたしました、農村加工所について、特にジュースについて、当初、説明の折には、従来の製品と変わらない澄んだジュースができるということで、言ってみれば、かまも2種類、小さな物を用意してやりますから、ぜひ利用してほしいというようなことの説明がありました。ところが、実際、稼働してみると、私もそのときに確認をしたわけですが、恐らく、瞬間殺菌方式で混濁した、七久保だとか、ほかのところと同じような製品になるんじゃないですかという話をしたわけですが、質問をしたわけですが、いや、そんなこと

はない、今までと同じ物ができますよということであったわけですが、いざできると、やはり近隣と同じ物であったと、この点については、内容を確認をしてみますと、今の導入した機械ではできないということであるわけですが、その辺について、説明と——当初の説明と違うということ、詰めはされなかったのかという点についてお聞きをしたいと思います。

○振興課長 農産物加工施設つくっちゃオのジュース加工についてのご質問でありますけれども、その当初、説明した——説明をしたというかのジュースと品質が違うというような質問だと思いますけれども、基本的には加工組合への委託ということで、加工組合のほうで委託加工をしております。それで、加工組合のほうで現行の施設を使って最良のジュースをつくっておるということで、発足当初ということもございますけれども、組合のほうで鋭意努力をして、いい製品をつくっていただいております、そんな認識でございます。

以上であります。

○5 番 (村田 豊) ちょっと質問、お答えをいただく内容と違っておりますけれども、既にできてしまって機械が導入されておる時点ですので、この点については、村長にお聞きをしたいと思いますが、2年目となりますけれども、直接タッチはしないとはいうものの、やはり良品生産製造の確立を図っていただきながら、やはり、あの加工所だけでなく多くの皆さんの話を聞きながら、連携をとって外へ向けて拡販できるような、そういった展開をしていっていただきたいというふうに思うわけですが、その点の具体的なお考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 農産加工施設につきましては、中川村の農業、いつも申し上げている、いろんな形で付加価値を上げていって農家所得を増やしていく、加工に携わる方もだし、それから材料を出す方についてもいい波及効果があらわれればいいなというふうに思っているところでございます。

まだ、立ち上げて、新しい名産なり、その名物みたいな物をですね、開発に向けてですね、一生懸命努力をしていただいているところでございますけれども、今の加工組合も一生懸命いろんな部門ごとで頑張っていただいておりますし、私の目から見ると、もっとほかにもですね、いろんなグループの方々とかが時間貸してみたいな方法とかもありますので、いろんな形で参加をしていただいて、いろんな方の、何ていいますか、チャレンジといたしますか、そういうふうなことが広がっていくとうれしいなというふうに思います。その中で試行錯誤しながら、どんな物がお金を出して買いたいというふうに、どういう人がこれを評価してくれるのか、ターゲット、商品を買ってくれるであろうターゲットの方々やどんな人たちで、そういう人たちがどういうふうな物を、どういう点を評価してお金を出してくださるのか、その辺のところを考えていただきながらさまざまな取り組みが広がっていくとうれしいなというふうに思っています。

販売の場所については、村内の加工施設のあります所のお店もございまして、それから田島ファームもありますし、望岳荘でも売っておりますけれども、そういう村内の拠

点だけではなくて、まず、商品力のあるものをつくった上でですね、これを売るためには、だれに売するのか、その人たちに届けるにはどういう販売ルートがあるのかというふうなところを考えて、そこまで広がっていくというふうな、そういうふうな形になっていけばいいなと思っていますけど、今のところは、商品力のある製品の開発というところのところ、まだ、いろいろ模索が続いている状況かなというふうに考えております。

以上です。

○議 長 村田議員に申し上げますが、質問事項の内容に沿った質問をお願いしたいと思います。

○5 番 (村田 豊) 質問事項の内容ということですが、委託契約、リース契約ということですが、私が今、前段で説明した施設の導入や機械ということについて、やはり、契約はしていないとは言うものの、問題点が発生しておれば、そういう点でお聞きをしても別にいいんじゃないかというふうに感じます。

次にリース契約についてお聞きをしたいと思います。

特にエコキュートの関係ですけど、これ、私の関係する委員会ですので、細部については委員会の中でお聞きをしたいと思います。基本的な流れのことだけお聞きをしたいと思います。

憩いの家にエコキュートが導入されておるようですが、聞くところによると、費用対効果が悪いということをお聞きをします。直接、関係はないとは言うものの、予算計上がされて、言ってみれば機械の直接契約は行政とされておるわけですが、このリース契約の中で、契約の12条の中に、2項の中に、特に売り主に賠償の請求ができる損害の範囲というたい方の中で、具体的に、そういった費用対効果が悪くても、悪くても損害的な要素のことは、売り主側とすれば損害を見ることは——みるということはうたっていないと、言い回しとしては、遺失利益等の間接的、結果的損害は、この売り主としても責任を持ちませんよというようなことがうたわれておりますので、非常に効率が悪いものを導入しても、こういった条項がうたわれておれば、言ってみれば改善をしてもらうしか仕方がないということなのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 エコキュートにつきましては、リース契約を締結いたしまして、今、お話がありましたとおり、条項の中でそのような条文があります。それで、改善につきましては、業者を呼んでですね、実は、リース契約をしている業者と、それを、物件を収めた、工事を施工した、つまりエコキュートのシステムを導入してきた業者と違っておられます。設備につきましては、リース会社の物件ということでリース契約を10年にわたって結んでおるものでありますが、運転につきましては、重油、それから電気料の合計と毎月の——毎月といいますか、のものを出していただきながら、実際のそのメリットが出るような運転になるように、今、その都度、業者を呼びながら、何ていいますか、改善をして運転をしている状況でございます。

○5 番 (村田 豊) それじゃあ、後ほど委員会の中で、細部の点については以前の経過等

を含めてお聞きをしたいと思います。

3点目として挙げてあります内容でございますけれども、特に、村として情報のセキュリティは万全ですかということで、特に、アズムとの契約がされておるようですけど、そういう点では、利用規程なのか、この契約書——業務契約書、それから、直接、委託を受けておるオリックスデントックスという会社のレンタル契約——賃貸レンタル契約を見ましても、具体的なことは専門的でないんでわからないんですけども、サーバーが1台増やされたということですけども、お聞きをしたいのは、例えば近隣町村で私が確認をした中では、辰野、辰野教育委員会も入れておるようですし、箕輪、南箕輪等、そのほかのところも導入をしておられると思いますけれども、直接、アズムとの契約はされておるようですが、そういう点で、利用規程の仕様書なのかで細かくわかりませんが、管理上の問題が発生してきていないかお聞きをしたいと思います。

特に、新クライアントシステムについても、ほかのクラウドコンピューターシステムについても、100%セキュリティがパーフェクトだとは言いきれませんということをお聞きしたいと思います。中川の情報セキュリティ条例や、それからセキュリティの規程、住基ネットワークのセキュリティ規程等々あるようですが、特にこの中で個人情報の保護に関する規程等も含めて、外部の、職員と外部要員がタッチできるという条項が設定をされております。そういう点では、本当に、管理上、問題がないかどうかお聞きをしたいというふうに思います。

特にアズムの関係で、他町村との契約等々の、そういった問題、仕様書なり契約内容の比較がされておるかどうか、その点も含めてお聞きしたいと思います。

○総務課長

情報関係のセキュリティの部分でのご質問かと思えます。

情報関係、幾つかあると思いますが、まず、ホームページの関係でございます。

村のホームページを公開をしているサーバーにつきましては、エコーシティに設置を委託、設置をしております、伊南の4市町村で共同利用を行っております。ホームページにおけるセキュリティ対策につきましては、改ざん防止に最も気を使う点でございます。更新するデータにつきましては、公開用のデータに直接反映をせず、一たんチェック機能を経由をする仕組みにしております。一般的なサーバーより改ざんとウイルス混入に対しては高いセキュリティが保たれていると思っております。

反面、このホームページにつきましては、中川村ではデータアップをしてから実際の反映までに1時間以上時間がかかるということがございまして、それと、職員が個々にデータを更新していくというようなシステムが導入しにくいシステムになっております。

こうしたことから、新年度予算の中でご説明を申し上げましたが、ホームページにつきましては、外部の業者に構築をお願いをしてやっていくということで考えております。これにつきましては、これまでの運用のやりにくかった部分も見直しをしながら、よい、セキュリティも含めて構築をしまいたい、そんなふうに考えている

ところであります。

それから、個人情報の部分、ホームページの個人情報の部分でございますが、ホームページ上で公開ができるものにつきましては、村の広報で公開をしている、それ以上の個人情報については公開をしないと、広報で公開をしている部分について、それ以上のものは公開をしないということで考えているところでございます。

現時点では、公開、更新できる部署を、それから、部署につきましては、現時点で公開、更新できる部署を限定をしております。それから、第三者的なチェックができて、そういうことから、チェックはできているかというように考えております。

平成23年度に各部署で情報が更新できる体制を目指しておりますが、この運用に当たりましては、上司の承認を得て更新ができるように、このホームページにつきましては運用を考えていきたいと思っております。

以上であります。

○5番

(村田 豊) ホームページの再構築については、これからお聞きしたいと思ったわけですが、無理からんと思います。外部委託をすると、業者をお願いをして構築をしてもらおうということですが、アズム契約の町村、それから、そうでない町村、下伊那のほう等も、ホームページのプログラムを見ても、中川の場合、188番の項目ですか、これが、専門的に言わせると、情報セキュリティ上、ちょっと疑義を感じるといふようなことをお聞きをしますの、その点については、私が素人と言うんでなくて、監査委員の方に、具体的に情報セキュリティの定期監査というのが実施をされるということ等がこの条例規定等々でうたわれておりますので、監査の方に、その点については、細部は願いをしたいと思いますが、いずれにしても、近隣、上伊那、下伊那通じて、そういったちょっと疑義を感じるといふようなプログラムについては、至急、検討をして、再検討をしながら再構築をしていただきたいというふうに思います。

ここで村長にお聞きをしたいと思っておりますけれども、特に、この電子化部分というのは非常に複雑で、私たちも一般的に非常にわかりにくい部分があるわけですので、専門家の皆さんでよく意見を聞きながら、また、職員の中にも若い皆さんがおられますので、若い職員の皆さんの内部意見等も含めて、これだけでなく、意見や要望を聞きながら改善をしていってほしいというふうに思いますが、この点についていかがでしょうか。

○村長

おっしゃるとおり、ITといいますか、デジタルの世界、非常に日進月歩というふうなところございまして、それに、知識として、あるいはそれを使いこなす技能を持って、ともに時代とともに進んでいくというのは、大変難しい、人によっては大変難しい、人によってはおもしろいところかと思えます。中川村の職員、なかなか、国の指導もあって、職員数を減らしていかなくてはならないというふうな、そういうようなこともありながらもですけども、若い職員を中心に頑張っていてですね、村外じゃない、庁外の専門家の方々とうまく協力して、専門家の方々に対してしっかりチェックができるような体制、そしてまた、庁内においても、複数の人

間で、こう、それがこなしていけるような体制を目指したいなというふうに思っておりますが、なかなか、これからもその努力を続けていかなくてはいけないというような状況であろうかというふうに思っております。

○5 番 (村田 豊) いずれにしても、今年度、実施するという事業であるわけですので、再構築される段階で、情報管理体制、十分配慮した構築をいただきたいと思っております。

それでは4番目の質問に移りたいと思っておりますが、特に、これ、教育委員会の関係であるわけですので、委託契約なりリース契約等については、やはり村のほうでしておられますので、内容的には同じような流れだと思っておりますが、やはり、この中で、言ってみればサーバーの管理を具体的にどういうふうにするのか、内部管理されるのか、あるいは、この予算上を見ると外部委託というようなことで、されるとしたら、セキュリティ上、問題はないのかどうか。110万円、あるいは83万円というような委託料と管理料で盛ってあるわけですが、特に、昨年度までは、情報管理補助員ですか、そういった人を設けながら、具体的に学校の中だけで保守というか、情報管理がされるということであったわけですが、例えば辰野の教育委員会等も導入をしておられるんですが、そんな点の内容等もお聞きしながらやっておられるのか、あるいは、その契約段階で内部委託、内部の管理か外部委託しての管理とされるか、ちょっと先にその点をお聞きをしたいと思っております。

○教育次長 学校のサーバーに関しましては、小学校、中学校、それぞれが学校ネットワークを持っているわけでありまして、それぞれにサーバーがあるわけでありまして。昨年度までは情報教育補助員がそれらを見ていたわけでありまして、平成23年度からは業者の委託として外部の管理にしていきたいというふうに考えております。

○5 番 (村田 豊) やはり外部委託かなあというふうに感じましたが、運用上、問題なく活用ができるのかどうか、ちょっとその点だけ確認しておきたいと思っております。

あと細部については、また委員会の中でお聞きをしたいと思っております。

○教育次長 業者の選定につきましては新年度に入ってからということになるかと思っておりますけれども、きちんと契約を結び、情報の漏えいとか、そういうことないように契約書の中でも文面でしていくということでありまして、特に問題はないかというふうに思っております。

○5 番 (村田 豊) それでは、次に、特に、お聞きをする中では、ほとんど少なくなってきたということをお聞きしますが、行政の事業執行の中で補助金等を出して任意組織の皆さんが具体的に主として活動をされるというような事業があるわけですが、そういった執行上の問題はないかということをお聞きをしたいと思っております。

これも監査等で定例検査の中でも報告がされておりますので、きちっとした内容の確認をいただいておりますけれども、そういった助成した組織の中で、事務処理上はいいと思っておりますが、経理の実務を職員が行っているというような事例がないのか、どうなのか、例えば、他の組織では、事務経理委託契約書というものをとりながら、具体的にその経理をする組織なり職員ということは行政が責任を持って、そういったタッチをしていくという方法をとっておるわけですが、そういった事例と、そ

れから事務委託契約というような方法をとっていかれるかどうかということをお聞きしたいと思っております。

○総務課長 村が補助をしながら外部の団体の会計の部分のご質問かと思っております。

しばらく前までは、村が補助金を出した団体の会計を村の職員が、この会計、経理を担当していた件数、かなりございました。

他団体におきまして不正経理等の発覚がございました。

また、補助金を出しながら、さらに村の職員が経理を担当することが好ましくないという観点から、当村としては、こうした経理については、極力、その該当の団体でしていただくという方針で進めてきました。

その結果、ご質問をいただいてから、そうした経理を担当している業務が何件あるが調査をさせていただきましたが、村内で、村としては8件ございます。これにつきましては、ほとんどが、村がこの団体を立ち上げるお願いをしたという経緯から、この8件については経理のほうも村の職員が担当をしておるという状況でございます。

その内容につきましては、事務費につきましては、その団体の経費で支出をしてございます。

それから、管理の部分でいきますと、この予算の支出、収入等につきましては、当然、担当課長の決裁をもらっているわけでありまして、その各団体の監査を受けるということも行っております。

また、村の職員が経理を担当しておりますので、通帳等を村の監査委員の監査の折に通帳も提出をし、監査を受けているということでございますので、特に不正が起きる心配はないように留意をしているところでございます。

以上であります。

○5 番 (村田 豊) 次に、特に今まで申し上げた中で、委託契約やリース契約等々含めて、具体的に内容を精査されて取り組みがされるということで安心をしたわけですが、今回、学校等で法的な問題が発生をしております。そういう点では、やはり事前にマニュアルをつくるというのは非常に難しいと思っておりますけれども、そういった問題が発生したときには早目にマニュアル作成をするなり、あるいは、また、特にスクールコンプライアンスじゃありませんが、学校等については、いろいろな事例が他地区で、全国で発生しておるわけですので、そんな事例を参考にしながら、マニュアルの取り組みを、できることからしながら、特に職員が異動をしたために内容的にうまく伝わっていない、あるいは、またスタートラインから内容の確認をしなきゃならないというようなことがないように、改善策をとって進めていただきたいと思っておりますが、この点についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○総務課長 業務、いろいろありまして、個別の業務のマニュアルにつきましては、折々で、当然、つくっているところであります。

ただ、OS、それからソフトの具体的な操作方法といったことにつきましては、バージョンアップなど、日々変わってきております。そうしたことから、マニュアルを整備、その都度、マニュアルを整備していくのは現実として難しい、し切れない状況

はございます。

それから、移動したときのためにというお話がございましたが、これにつきましてマニュアルを過度に移動をすると漏えいのおそれもあると、例えば職員が異動したときに、このマニュアルですということをしなから、外部の方に目に入ってしまうとか、そういう問題もあろうかと思っておりますので、マニュアルを過度に移動するのは、かえって、そのセキュリティの部分で問題が起きてくるのではないかと、そんなことも感じております。

それから、情報システムにつきましては、先ほど、議員、仰せのとおり、日々更新がされておまして、周辺機器も合わせて進化をしてきているところでございます。独立した仕組みのように見えても、関連し合っている部分もございます。マニュアルも、当然、必要でございますが、成り立ちや経験を、経過を理解しておくことが重要と考えております。専門知識のある業者から、職務については、技術面でサポート受けながら、仕事を通じて必要な知識、技術を計画的に指導をし、習得をさせる体制が必要であるかと考えております。職員の異動のあったときにトラブルが起きないように今後も努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○5 番 (村田 豊) 概要わかりましたが、情報セキュリティ規程、住基ネットワークセキュリティ規程等が具体的に村としてもつくられて、条例を含めてつくられ得おりますので、マニュアルをつくったからといって漏えいするという事は、この規程等々から見てないと、副村長等を総括責任者としてやるということですので、できることから、できるだけ問題が発生してつからどうということではないんですが、同じようなことを繰り返さないためにも、ぜひ、そんな配慮をしていただきたいと思いますというふうに思います。

学校関係につきましては、また、委員会の中で、細部、細かい点の1、2お聞きしたい点がありますので、お願いを、そのときにしたいと思っております。

次に2番目の質問として「地上デジタル放送切替対応に配慮を」ということで、特に、今、盛んに、7月24日にアナログからデジタル放送に切りかえがされますということが、テレビと、また新聞等でも報道がされております。

多くの皆さんがその趣旨については理解をされておりますし、取り組みが各家庭で進んでおります。

ただ、細部の内容が、報道がされておるわけじゃないわけですので、そういう点でのフォローを行政としてできないかということで、そんな点で配慮ができないかということでお聞きをしたいと思います。

特に、この点については、村としてできること、それからエコーシティとして、その細部の徹底をお願いすること等々あるかと思っておりますけれども、早い時期にそういった情報を流していただきながら、スムーズな切りかえ移行が図れるような、住民の皆さんに不安を与えないような配慮をしていただきたいと思いますと思っておりますが、特に、この中で、村として村民にサービスできる点としては、国として特別対策が打たれる

ということが言われております。2月号の広報に概要が載りました。私も見て、ちょっと、もう少し配慮ができないのかなあということを感じました。ただ、あれでいきますと、該当の皆さんが、言ってみれば、問い合わせをするところはどこかっていったら、国のほうじゃないかっていう感じを受けました。支援の内容だとか申込みの方法だとか、それから申し込みの期限がいつまでですよというような細かい点がわからないわけですので、そういう点では、そういった内容等を、そんなに大勢の方では、特別支援の関係についてはないと思っておりますので、文書等を村として窓口となって送付するような支援ができないかどうかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 今、地上デジタルへの移行が7月24日からということで、ご説明があったとおりでございます。

その前に、NHKの放送受信料の無料の世帯については、ほとんど——ほとんどいいいますか、この地上波デジタル派を受けるためのアナログから変換するためのチューナー、これを無償で総務省のほうで配る事業を、今、展開しておるところでございます。このことを、今、おっしゃられたとおり、情報に載せたものでございます。このものについての窓口につきましては、総務課の広報情報係のほうに窓口を置いておまして、該当する非課税世帯の方は、全員が非課税の方になるわけですが、につきましては、申請書を役場のほうから経由していただいて国のほうに申し込みをいたします。そうしますと、無償でチューナーについては配付がされると、工事費は別になります。こういうことでございます。

まだまだ支援が必要ではないかということでございますので、ちょっと端的にお答えをしたいと思います。エコーシティ・駒ヶ岳の加入世帯の方につきましては、現在、チューナーを、ケーブルテレビに専用のチューナーを配付しておる最中でございます。皆さんのご家庭にも行っておるかと思っておりますが、これで、ちょっと調べてみますと、例えば支援が必要なご家庭というふうな考え方でいきますと、例えば独居の高齢者の老人の世帯、約85%、それから高齢者のみの世帯95%の方が加盟をしておるということで、これは、ちょっと私どものほうで調べた中では数字をつかんでおります。これで、3月末くらいにはデジタル対応は完了するというところでございますので、残りの方については、結局、ご自分でチューナーの設置及びUHFアンテナの設置済みの方か、まだ対応できていないという方が残るということでありまして、ひとり暮らし、それから高齢者のみの世帯の方については、私どもの保健福祉課のほうで名簿が——名簿という言い方はございませんが、把握はできております。したがって、あと、エコーシティのほうとの契約者との突合ができれば、それ以外の方については、ご自分で、もう既に対応されておるか、または、まだしてないということになりますから、こういった皆さんにつきましては、できれば、今、おっしゃられたような、7月24日からは、普通のテレビでそのままでは見られませんかということについて、それとなくお知らせするという方法が考えられます。これについては、それぞれ関係機関といたしますか、民生委員の皆さん、それから、家庭によってはホームヘルパーさん等が家庭支援に入っておりますので、こういう皆さんにちょっと目を

配っていただくような方法をとれないかどうかということで、これ、民生委員会のほうにお話をしないと、そうしようという話にはなりません、民生委員さんの中でも、実は、その違う意味で、この駆け込み的な需要の中で、もしかしたら、こう、法外な、余りよくわからないところへもってって法外な値段でチューナーをつけていられるような、そういう危険もあるということでもありますので、民生委員さん方としても、民生員会としても注意を持っていただいておりますので、そんな話ができないかということ、これからの取り組みとしては考えていきたいと思っております。

○5 番 (村田 豊) ちょっと時間が少なくなりましたので、特に、県のサポート、テレビ受信者支援センターのサポートの活用ということについては省かせていただきますが、広報車が3月から3台から8台になるというようなことですので、そんな点も活用をしていただくことをお願いをして、特にエコーシティーの関係についての要請をお願いをしたいという点でございますが、エコーシティーのホームページを開きますと、デジアナ変換サービスの実施のお知らせということで、総務省のほうから今年の2011年の3月以降、これから4年間ですか、2015年の3月まで、デジタルで送られてきたものをアナログに変換してエコーシティーとして送りますよという本当にわかりやすい、ホームページを開きますと図解の説明が出ております。できれば、これをCAテレビ加入者の皆さんには流していただきながら、高齢者の皆さんは、やはり、こういったテレビを見るという機会が少なかったりするということになればですが、知らない人、家庭内へ徹底するには、情報誌としても、エコーシティーの、こういった情報を流していただくと、今のテレビのまんまでも、多少、見れる放送局の数、減りますけれど、2015年、27年3月までは今のテレビのまんまでチューナーつけなくても見れますよということがわかりやすく図解したものがありますので、そういう点の、エコーシティーでは出してありますので、わかってくれておられるかなあということを受けておられると思いますが、やはり、再度、徹底をいただく意味で、エコーシティー側へ、こういった情報を情報誌とテレビで流していただくということを要請をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○総務課長 ただいま、エコーシティーの、平成15年まで、このデジアナ変換で、旧のテレビで対応ができるという、すみません。2015年でございますが、15年の3月まで、このデジアナ、エコーシティーが行うデジアナ変換で旧のテレビが見られるわけでございます。

これにつきましては、議員、仰せのとおりでございます。エコーシティーのほうへ、広報等、十分にさせていただくように要望をしてみたい、そんなふうを考えております。

村独自としては、この独自の広報につきましても、村の広報、それから村のエコーシティーのチャンネル等でも広報はしてみたい、そんなふうを考えております。

以上であります。

○議長 これで村田豊議員の一般質問を終わります。

次に、8番 柳生仁議員。

○8 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました2点、アンフォルメル美術館と歴史民俗資料館についてお伺いいたします。

アンフォルメル美術館でありますけども、ここは、中川村が昭和63年に着工して、いろいろな問題がありまして、7年の歳月をかけまして平成5年に開館にたどり着きました。以来、着工から25年の歳月流れまして、今日のたちもの各所に傷みが大変見えてまいりました。この間、何回かの修繕があったわけではありますが、現在、見てみますと、網入りのガラス、網入りでありますので、すぐ落ちるわけじゃありませんけど、こういったひび割れ、それから木の部分でありますけども、ガラスの枠の木がありますけども、それから壁等、大変腐食が目立ってまいります。あと、コンクリートの屋根の防水シート、これも大変傷んできており、こういったものは、防水なんかは一定の期間でもって、本来、取りかえていいわけではありますが、実際、屋根に登ってみますと、大変のひどい状態の物もあります。それから、ガラスにおきましては、お客さんが出入りする玄関ひさし部分でもひび割れがあり、落ちることはないと思っておりますけども、非常に心配であります。また、三角屋根のガラスでありますけども、これもひび割れが入っております。特にアトリエのひさしなどのガラスは、雪のときには漏水しているような状況もあったわけでもあります。こういったものにつきまして早急に手を入れていかなきゃならないかと思っておりますけども、特に防水シートなんかは、絵を収めてあります収蔵庫の屋根、現在、まだ、大きくひび割れておりませんが、こういった物が傷んできますと、万が一、こうした収蔵庫の中に雨漏りしますと、せっかくの大事な財産が傷んでしまうというふうに思っております。開館以来、いろいろ手を加えてきてありますけども、教育長も現地を見て、このことは十分承知しとるわけでもあります。

欧州では、100年過ぎた建物でも、まだ新しいんだというようなことを聞いておりますし、国内でも、木造建築でも数百年たった物が、手を加えながら健全でおるわけでもあります。

中川村の、この貴重な財産でありますけども、行政としてしっかり手を入れて、修繕して管理する考えあるかどうか、お伺いします。

○教育長 日ごろ、アンフォルメル美術館につきましては、指定管理制度に基づいて、管理組合の皆さん方と、それを含めまして美里地区の皆さん方が一体となって、あの管理等、ご努力いただいていること、大変ありがたいと思っております。雪が降ると、総出で雪かき等もしておっていただくということを聞いておりまして、ありがたいというふうに思っておりますが、開館以来、18年といたしますか、20年近くなる建物でありまして、今、ご指摘いただきましたような、いろんな面でも修繕、修理をしていかなきゃいけない場所については十分承知はしております。しかしながら、全部を一度にといいふうにはいきませんので、これまでも、屋根の塗装とか、あるいは、ガラスの部屋の部分への入ったすぐの場所ですが、非常に温度差の激しい部屋でありまして、いろんな配線等のビニールの腐食等で漏電等の心配もあって、そういったところの配線の修理や、あるいは、展示棟のほうの屋根の修理等、今まで何年かにわたりまして少し

ずつやってきたところであります。

ご指摘いただきましたような点につきまして全面的に改修をしていくには、大変、あの建物が、芸術品ではあるんですけれども、雨とか風とか、そういったものとの関係で考えてみますと、大変、非常に複雑な建物になっておりまして、完璧にそういったものを防ぐには、根本的なことの考えでもって修理、修繕に着手しないと、部分的な修理等では防ぎ切れない部分を、ちょっと感じておりますので、そういった点も研究をしながら、だんだんに修理、修繕をして、美術館の保存ということについては考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 今、非常に複雑な建物っていうことでありましたけれども、確かに芸術的な作品であって、どこを手をつけていいかっていう、難しいわけでもありますけれども、実際、傷んでいる木の部分とか防水とか、そういった物は、そんなに難しくなくて修繕できるし、ガラスの屋根のひび割れでありますけれども、部分的な取りかえが可能ではないかと思うわけでありまして。全体をどうこうっていうわけじゃないんですけれども、もう一度、そういった部分を修繕を早急に考えていただけるのか、お願いします。

○教育長 細部につきましては少し検討させていただきたいですが、予算的な財政上の問題もありますし、もう一つは、この建物の運営、管理等が指定管理制度の導入によって運営されているということも含めまして、いろいろ、そういった面から含めて検討させていただきたいと思いますが、お願いいたします。

○8 番 (柳生 仁) 今、予算の問題があるといいましたけど、指定管理のほうは修繕まで含まれておらず、労務、電気代、セキュリティーくらいの範囲かと思っておりますので、ぜひとも、しっかりと予算つけてもらいまして、この財産を保存できるようにお願いします。

次にまいりますけれども、この美術館と絵画は中川村の大切な財産でありまして、日本では中川村にしかない、美術館と聞きます。建物は建築家 毛綱氏の作品であり、日本の建築学会賞など多数受賞された作品として、中川村としても非常に誇り持っている建物じゃないかと思っております。

しかし、彼は2001年に永眠されまして、ますます、こういった作品の重要性が求められてまいります。

海外でありまして、芸術家 鈴木崧たかしの作品からアンフォルメルアンフォルメルの作品まで寄贈されております。

大変珍しい美術館でありますけれども、なかなか宣伝が行き届いていないんじゃないかと、こんなふうに思うわけでありまして。

そうした中で、美里地区には、年間、いろんな方々が来ていただきます。春には西丸尾の桜には数百人の方がバスで来たり個人で来たり、それからカメラマンが来たりしますし、カヤぶきの古民家などは、中川村の、ときには切手の絵にもなった経過があったと思いましたが、また、日本一美しい村の表紙にも使われた経過があります。

また、陣馬形山の眺望におきましては伊那谷では随一と、その近くには風三郎神社という非常に神秘なお宮もあります。

こういったことで多くの方々が来ていただくわけでありまして、このアンフォルメルアンフォルメルに寄ってもらえるような雰囲気が出ていない気がします。

看板を、あるんですけれども、その看板が何かってぱっと感じない、ちょっと寄ってみたいなって、そんな看板になっていない気がしますし、また、いろんな景観見て、帰る道すがら、上から来た場合にアンフォルメルアンフォルメルに立ち寄っていく看板が見当たらないわけでありまして。こういった看板の整備をし、ぜひとも多くのお客さんに寄ってもらえるような対応ができないかどうかと思っております。

昨年ですけど、千葉県の方が来てくれまして、ブログでこうやって出してくれまして、ちょっと読んでみますけれども、「アンフォルメル中川村美術館に10月10日に訪れた。」と、「以前から一度は行こうと思っていたが、機会をつくれなかった。」と、「伊那谷の小さな村には不釣り合いを感じさせる現代的な美術館だ。この美術館から見る中アルプスは絶景です。」ほかに、こういったものをたくさん出してくれまして、中川村の宣伝よりか個人の宣伝のほうがすごいなあと思った経過があります。

教育長、このアンフォルメルアンフォルメルに立ち寄れるような看板、もう1回、検討いただいて、多くの方が寄れるような施策を考えていただけるか、お伺いします。

○教育長 美術館のPRと申しますか、宣伝につきましては、努力をしてくれているところでありまして。村のホームページとか広報、あるいは、いろんな観光誌、新聞、ケーブルテレビ等でもやっていたいておりますし、今、話が出ましたインターネット等で調べてみますと、大変いろんな数の、個人的な方もおられると思っておりますけれども、PRがなされているように思います。

また、教育委員会としても、その美術館の特別展等におきましては、チラシ作りとか、あるいは、その印刷、配布等々、協力をしてきているところでありまして。

看板、入り口のところにあります看板につきましては、昨年と申しますか、本年度、新しく目にはっきり見えるようなふうに文字も明確になるようにきれいになりましたが、ご指摘のように上から下りてきたときに見につくようになっていくことになりまして、確かに、そういうような位置とか、そういうことも含めまして、ただ、両方に、2カ所に、同じところに、2カ所に置くっていうことも、また、いろいろ問題があるかと思っておりますので、その位置等につきましては、また検討させていただきたいと、また、現在ある看板よりもっと違うっていうことになりまして、村全体のいろいろの方面とか、いろいろ村の紫色の例の看板があるわけですが、そういった全体的なものとの関連もあると思っておりますので、関係の部署等々、相談をしながら検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 看板につきましては検討いただけるっていうことでありますけれども、ぜひとも、村の規定もあるかもしれませんが、寄ってみたいような看板、現在ある看板は、確かにいい看板が出ておりますけれども、「おお、珍しいな。何があるか

なあ。」こんな雰囲気看板とは若干違うんではないかと思うので、ぜひとも、そういった看板をお願いしたいと思っております。

次に、展示でありますけれども、本館のほうはアンフォルメルが飾ってあってとてもいいわけでありますけれども、ロビーとかアトリエ、こういたのが、まだまだ生かされておられません。

今年是指定管理の方々がボタニカルアーティストの山田恭子さんの作品を飾られるということを知っております。年間通して、そういったいろんなイベントをすることが、それに集まってもらえる一つの機会かなあと、今年、飾られるボタニカルアートとは、皆さんご存じのとおり、果物とか花とか、そういった身近な作品でありますので、うまく宣伝が行き届けば来てもらえるかなあと思っております。

ちなみに、平成21年は入館者が433人でありましたけれども、去年は582名と、150名多かったと聞いております。この要因として、いろんなイベントがなされました。県からいろいろ借りてきて展示するとか、それから子供を集めているところとか、いろんなイベントがあったわけでありまして。

村としても、指定管理に任せるばかりでなくて、一緒になって、何か、こう、新しい展示、一般的にうけやすい展示をして、それに集まってもらえる工夫がしてもらえればありがたいと思っておりますけれども、どうかなあとということを教育長に伺います。

○教育長

今、お話がありましたように、アンフォルメルの関係の作品だけでなく、ロビーやベランダ等々、あるいは居住棟といいますか、管理棟のほうで、そういったいろんな展示がされることは十分可能でありますし、過去においても中学生の絵画の展示もありました。あるいは人形の展示等もありまして、そういった面から集客も上がってきているというふうに思っております。

基本的には、指定管理の関係がありまして、展示内容とか、そこの建物の中での運営等につきましては、管理組合の皆さん方をお願いといいますか、委任をしているところでもありますので、その中で、去年、あるいは本年度も、23年度、新しいいろんな展示とか、あるいは写真展、コンサート等々も予定されているようでもありますので、それには、先ほども申し上げましたように、宣伝とかチラシづくり、そういったものへの協力をしてまいりたいというふうに思っております。

教育委員会で独自で、そこで何かということ、特別な展覧会ってということについては、現時点では、今、ちょっと考えておりませんが、そちらの展示等をされる場合には、全面的な協力はしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○8番

(柳生 仁) 教育長の答弁の中に随所に指定管理で任せてあるっていう言葉が出てくるんですけども、ぜひとも教育委員会のほうとしても積極的にいろんなことの催しに足を運んでもらって、話を聞いたりして、知恵を絞り出したりして、こういった運営に当たっていければ本当にありがたいなと思っております。

次ですけど、開館以来、17～18年という長い経過でありますけれども、オープン当時は、あの外から見る南アルプスの景観は、天竜川まで見られる本当に雄大ななあっていう

雰囲気があったわけでありまして、時間の経過とともに周辺の樹木が非常に大きくなってきてしまいました。先ほど紹介した千葉の方もそうですけれども、そこから見る景観が本当にいいと言っておられますけれども、今現在、本当に、自分たちから見ると「えらいことになっちゃったなあ。」と思っておりますけれども、その方たち、知らないものでいいのかもしれませんが、もう1回、周辺整備をして、あの会館が生きるようにしたいなあと思っております。

また、進入路でありますけれども、この奥へ行ったら何があるんだって、心配で入って行きたくなるような、ちょっと生い茂った感じの進入路であります。

そういった周辺整備が一体どうなっているかお伺いします。

○教育長

環境整備というか、そのことにつきましても、少しずつ進めているところであります。本年度も枯れて倒木のおそれのあるような支障木等についての伐採もいたしました。できるだけ、この3月までの中でも、ちょっとどこまで進めることが可能かどうかは、まだ明確ではないですが、やれる範囲はできるだけ進めたいというふうに思っております。

今、ご指摘のあったように、あの美術館から西の山の見える方向と、できれば、こちらのほうから、大草のほうから上がっていく道路から、こう、珍しいというか、新しい建物が見えるような、そういうところでの伐採をして、美術館の存在を明確にしていくような、そういうことも、今、考えているところでありますけれども、今すぐというところに、まだ、ちょっとならないかというふうに思いますが、そんなことも考えております。

進入路につきましては、村の保全隊のほうで実施をされているかと思っております。

もう一つ、環境の関係の樹木の伐採にかかわりましては、いろんな考えがありまして、本当にきれいに、こう、向こうが丸々と見えるというような形に伐採をすることがいいという方と、あるいは、若干、この木の枝がかぶさっているような、そういう景観もいいという方もありまして、そんないろんな考えを含め、また、山林の所有者の方とかの考え方等もありますので、管理組合の皆さん方とよくよく相談をしながら、その伐採、あるいは景観の保全については考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○8番

(柳生 仁) 全体としまして前向きに対応していただけるということのようでもあります。

木の伐採についてでもありますけれども、常緑樹でも、やっぱり、ちょっと邪魔かなっていう雰囲気のものもありますので、そういったのを検討しながら、ぜひとも、あの整備をお願いしていただきまして、こういったものが生かされてくるよう対応をお願いしたいわけでありまして。

では、次にまいりますけれども、歴史民俗資料館でありますけれども、今、時代の流れというものは、本当に日々めまぐるしく発展を続けております。今年、青森から東京までが3時間ちょっとでもって来られるようになり、えらい変わったなあ、昔は一昼

夜かけて夜行で行った時代があったわけでありまして、本当の時代の進歩はめまぐるしいものと感じております。それから、九州・青森間 2,000km も開通しました。

こうした時代の歩みと人間の夢と想像力は計り知れないものがありますけれども、この発展の陰に大きなゆがみが生じてまいります。

最近のニュース見ますと、本当に想像つかないような、ほんとに悲しい事件がいっぱい報道されておりますけれども、こうした時代にあつてこそ中川村の歴史民俗資料館の役目が大きな時代を迎えておると思います。

昭和 56 年に着工して 57 年の 11 月に開館し、初めの 1 ヶ月は 1 月で 2,000 人の入館者があったと聞きますが、依頼、入館者は大変減少いたしております。

しかしながら、昨年は、理兵衛堤防の見学とか、日清日露戦争の特別展があり、10 月 11 月で 400 人の入館者があったと聞き、1 年前の約 1 年分が 2 ヶ月でもって入館があったわけでありまして。全体で 620 人と聞いております。こうして多くの方たちが、今、時代っていうものに関心もってくれておられるのかなあと、こんなふうと思うわけでありまして、その実態で、村内者が 80%、村外者が 20%の入館って聞いており、中川村では、各種イベントがある割に村外者に入ってもらえていないなあと、こんな気がします。このことには、入り口が見づらいとか、意外と日曜、祭日にやっとなとか、そんなことがあるわけですが、この歴史民俗資料館に多くの方たちに入ってもらえるような考えを、どうしたらいいかっていうことを検討されておるか伺いいたします。

○教育長 そのことにつきまして努力をしているつもりであります。通常の開館のほかにも、緊急の場合とか、あるいは遠方から見えた場合には、その便宜を図ったり、また特別展というものを、毎年、企画をし、実施しているところであります。そんなことで、数的には、今、述べられましたように、村外者が 2 割くらいで、もう少し、この村外者への PR っていうことを述べられているわけですが、上伊那、あるいは下伊那の関係の歴史等、あるいは郷土史等に関心のある方につきましては、中川の歴史民俗資料館はかなり高い評価を受けているということを感じております。これまでも、刈谷原の遺跡とか、あるいは馬と中川村、あるいは理兵衛堤防、昨年には日清日露戦争と中川村といった他にはない、そういった特別展等をして、多くの方に来てもらうように努力をしているつもりであります。

本年度も——本年度といたしますか、新しい 23 年度も特別展の企画を、今、しているところでありまして、そういったことを通して多くの方に見てもらおうように努めてまいりたいというふうに思っております。

○8 番 (柳生 仁) ただいま、教育長、言われましたように、中川村における歴史の資料というものは、本当に、学芸員さんから聞きましたら、ほかにない資料があり、本当に尊いものだということでもあります。

できるだけ多くの方に寄ってもらえるようにしたいという話でありましたが、次に行きますけど、歴史民俗資料館ができました学芸員さんにおりまして、この前、お話に行ってきましたが、大変な貴重な資料が置かれておると言われました。これもひとえに村民

の方々からいただいた貴重な財産が置かれているわけでありまして。

歴史と文化が子供の教育に反映されているかどうかでありますけれども、国の教育基本法でありますけれども、これに、前段のほうに「伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度を養うこと」引き続き、るるありますけれども、ずっと読んでいきますと、随所にこういう文言が出てきます。いかに、子供にも、やっぱりちゃんと歴史を教えるよと、昔のこと教えるよっていうことがあるんじゃないかと思うわけでありまして。

私は、こうした、せっかくな資料館がありながら、子供たちにちゃんとうまく伝えられているかなあということも思うわけでありまして、小学校 1 年には 1 年なりの教え方、中学生には中学生なりの教え方、各学年ごと、年 1 時間くらいでも、寄って、詳しく教えていただける学芸員さんの話を聞く時間がとれないかと思うわけでありまして。専門的な方がおもしろおかしく話をしていただければ、1 時間ぐらいいはあつという間に過ぎてしまうわけでありまして。今後、教育委員会、非常に時間とることは難しいかもしれませんが、子供の未来、10 年後を考えて、素直で歴史を知ってもらえる子供を育てていくには、こういった学校教育、また地元の教育っていうのは大変大事じゃないかと思っておりますけれども、義務教育の中に 1 時間ばかずつ見てもらえる時間をとれないかどうか伺います。

○教育長 大変貴重なご意見をいただきました。

小中学生の学習にかかわってですけれども、例年、ほぼ、これ、固定といたしますか、決まっていることでは、6 年生の最初のところの縄文・弥生時代の学習、そして 4 年生の昔の人々の暮らし、そして地域の開発ということにかかわって、最近では理兵衛堤防、そして、その年の学習のいろんな仕方によっては、用水路とか、あるいは堤等々の学習等が仕組まれてきていることが多いわけでありまして。

特に昨年につきましては、日清日露の特別展がありましたので、これを中学生全員と小学校 6 年生に特別に参観と学芸員等による説明をしてもらいました。

そのほか、公民館のほうでも小学生ふるさと教室におきまして縄文、弥生関係になると思うんですけれども、堅穴式住居の中でいろんな体験等をするような学習、あるいは活動も仕組まれております。

ただいまお話がありました小学校 1 年生からという、そういう体系立てたカリキュラムといたしますか、それはつくってありませんけれども、場合によって、総合的な学習とか、あるいは行事の際に立ち寄るといような、いろんなことも考えられますので、そういった低学年に向けての、そういった活動等も取り入れてもらうように学校等には呼びかけているところでありまして、さらに、その要請といたしますか、呼びかけを強めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 郷土を愛する気持ちというものは、やっぱり小さいころからいろいろ教えてもらって、昔話を聞いたり、そういったことが大人になってから、やはり穏やかな人間形成の中に生きてくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも、こうした貴重な資料を通じまして、中川村の郷土をしっかりと教えていただきたいと思っております。

ます。

次に歴民館の開館でありますけども、先日、伺ったところを見ますと、週2回ですよと、火曜、木曜ですよという話でありました。

前には、確か土日も開いているところがあつた気がしますが、最近は週2回だと、「もっと開けれないの？」って聞いたら「ちょっと体力的に無理だ。」ということをして学院さんが言っておられました。博物館ですと、学芸員を置かなきゃならないって法律的制約ありますけども、歴民館は一般の方が管理しとっても何ら法律的に問題はないわけでありまして、こうした歴史に詳しい学芸員さんがおってくださるうちに学芸員さんを養成してもいいし、一般の方で関心のある方に携わっていただいて、この村の歴史を伝授していけるような方を養成できないかということも思うわけでありまして。

開館日を、できれば多くし、村外者が多く寄っていただける土日、祝日など、開館したりとか、若い学芸員さんを養成するようなことの考えはないかどうかお伺いします。

○教育長 基本的には火、木の2日間でありますけれども、先ほどもちょっと申しましたけれども、遠方から見えたとか、休みの日であるけれどもっていうときでも、状況によっては便宜を図っている状況があります。

ご指摘のように、確かに土日等につきましても、あるいはほかの曜日でも開館をしたいわけですが、現状では、職員の勤務のこと、もっと言いますと財政的な状況の中で、現時点では困難であるというふうに思っております。また、ただいま、一般の方をもっていう言葉もありましたけれども、やはり、あの中に展示されている内容、中身の物を考えますと、どなたでもいいというわけには、ちょっとまいらないこともありまして、また、その展示物にかかわっての責任の所在ということもありますので、そのことにつきましては、簡単には、ちょっとご要望のとおりというわけにはまいらないというふうに思っております。

また、学芸員の養成とか、そういうことにつきましては、資格のある方で若手の方を即というふうなことは、今、大変得にくい状況にあるなあというふうに思っております。また、村として、そういった方を養成をとということも、こう、何ていいますか、村の職員として考えていくときには、雇用の関係等々出てまいりますので、また財政事情等もあって困難であるというふうに思っておりますが、村内で、そういった歴史の面につきまして基礎的な力、あるいは関心を持っておられる方で、また、少し、そういった講習等を、あるいは大学等を、あるいは通信教育等でそういった学芸員の資格が得られる、比較的早目に得られそうな、そういった方が、もし、いれば、大変ありがたいなあということを思っておりますので、そんな方を見つけるようなふうに努力はしていきたいというふうに思っております。当面においては現状の状態で、その中で一生懸命努力したいというふうに思います。

以上です。

○8番 (柳生 仁) 今、財政的にもとか言われましたけども、こういった財産を持っているっていうことは、当然、入館者の費用でもって運営できるわけじゃないので、

村としてきちんと保全する覚悟でもって臨んでもらいたいと、費用がかかることは当然のことです。そして、やっぱり、歴史をきちんと伝えていくためには、学芸員さんの養成は難しいようでもありますけども、ぜひとも継続できる学芸員さんを養成してもらえたらと、伊藤さんのほうも「我々も、どうも年が来とるんで、そうそういつまでも頑張れるわけじゃないんだ。」と本人も言っておられましたので、ぜひとも、そういったこともご検討願いたいわけでありまして。

次に、歴民館の入り口でありますけども、去年は村道にでかい看板があつて、「ああ、ここに何かあるかなあ。」っていうことがよくわかりました。通常ですと全然わからないって言うても過言じゃないかと思っておりますけども、村内の方でも「何か白い建物があるね。」って言うくらいで、じゃあ、どこから入るんだっていう雰囲気でございます。できることならば、あの道路沿いの、あの土手を、ちょっと撤去できることならば、いろいろ問題あるかしらんけど、して、明るくして、わかりやすく歴民館ができないかと思っております。

そして、歩道側に、できりゃあ時代絵巻、ちょっと、これ、場違いのを提示しますが、これ、これ、天竜川の絵巻であります。こういったの、売っているんですけども、これ見ると、どこに何があるか、すぐわかるわけです。こういった時代絵巻が、もし、歩道側にずっとできて、中川村の歴史、中川村の歴史はいつからかわかりませんが、黒牛の風三郎神社が紀元2601年と聞いております。それを見ていきますと、縄文の時代なようであります。図書館へ行って調べてきたわけですけど。こういった物を見ていきますと、意外とおもしろい時代絵巻ができるんじゃないかと、そうしますと、あの歴民館の中へ関心を持てるかなあと、こんなふうに素人判断しとるわけですけども、歴民館の入り口がわかりやすいようにしてもらいたいこと、それから、こういった時代絵巻をつくって多くの通行人にも関心もってもらえるような対策ができないかどうか伺います。

○教育長 資料館の入り口につきましては、御指摘のとおり、今は葉っぱが落ちておりますので比較的に見やすいわけでありまして、葉が茂ってきますと歴民館そのものの建物が隠れてしまつて大変わかりにくい状況でしたので、この3月いっぱいに向けて努力をしているところですが、何とか大改修を、あの入り口のところはしたいというふうに思っております。桜の木の一部伐採、枝の枝落とし、そして門があるわけですが、かなり古くて錆びてきておりますので、そこを取り払って、あの砂利の部分を何台か車が入れるようなふうに駐車場として整備して、非常に出入りしやすくなるように考え、また、歴民館がここにあるということがわかるようなふうに、ちょっと整備をしたいというふうに思っております。

それから、時代絵巻につきましてはですけども、大変興味あるアイデアでありまして、おもしろいという表現をすればまずいですけども、それも一つあるかなあということを思います。

ただ、歩道に沿ってどんなふうに考えるのか、一つには、少し大型の掲示板といったような物を設けて、ずっと常設ではなくて、時には絵を、時には写真を、時にはポ

スター的なものを、そういったものを展示しながら、随時、取りかえていくような、そんなような掲示もあるかなあということをおもひまして、今すぐ、それを設置するっていうことは、ちょっと申し上げられませんが、何らかの形で歴史館の存在を明らかにするために検討してみたいというふうに思っております。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 入り口につきましても、広げてもらって、あの入り口に車をとめて入館できるような施策はできるっていうんで、大変いいかなと思っておりますし、中が何が入っているか興味持てるような看板も設置を考えておるっていうんで、大変前向きかなと思っております。

最後でありますけども、教育長、昨年の答弁の中で、6月の答弁の中で、資料がまだまだ足りないんだと、もっと集めなきゃならんってことを答弁でされておまして、こういったものの収集が取り組まれておるかどうか、理兵衛堤防はあったわけでありまして、ほかにも、こういった収集がされているかどうかであります。

もう1点は、村民の方々から寄贈された貴重な資料が裏のプレハブの倉庫に眠っているわけでありまして。ちょっと裏へ行って見てまいりましたけども、本館の方は、国の補助もあって、それなりにきちんとつくられておりますけども、プレハブの方は、ちょっと、お粗末かなあってという表現すると言葉は悪いかもしれませんが、資料を置くには、ちょっと傷むかなあ、もしかしたらという心配がされます。あの裏に眠っている資料の保全でありますけども、万全かどうか伺いたいことと、教育長の資料収集どうなっているか、その点をお伺いします。

○教育長 資料の収集にかかわっては、少しずつ進んでいる段階であります。こちらからの収集の場合と、村内外からの寄附をいただく、そんなことが多い状況であります。近世、あるいは近代的なものでいただいた物とか、あるいは戦時中の千人針、そして理兵衛堤防関係の木皮もありましたし、それから、いろんなところから古いレコード等もいただいております。

ただ、即、それをすぐ展示というふうにはまいりませんので、解説をして、説明をつけたりして展示ということになりますし、いろいろ検討する中で展示にふさわしい物とか、そういった選別等もさせていただいているわけでありまして。

プレハブの倉庫につきましても、大分傷んでいるところもありますので、早急に修理をしたいと思っておりますし、あの中にある物につきましても、展示の場に持っていけない非常に大きな物、消防の関係のポンプ等々の大きな物だとか、あるいは同じような物が2つあるので、1つは資料館の方の展示のほうに置いて、1つはプレハブのほうに置くと、そんな形でプレハブのほうで保管をしているものであります。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 収集のほうは、されているっていうんで、今後まつまった時点でもって、また展示を楽しみにいたしております。

また、裏の倉庫でありますけど、大きい物でもって、なかなか消防のポンプなんかもありまして、あの中に入れられないわけでありましてありますけれども、何か1階

に引っ張り出して来て見てもらうのもいいかと思っております。

あと、村長に伺いますけど、中川には、アンフォルメルとか歴史館とか、非常の貴重な物があるわけですが、村として、しっかり予算を盛って、今後、保全していく覚悟があるかどうかお伺いします。

○村 長 ご存じとおりの中川村は「日本で最も美しい村」連合に加盟しておいて、いろいろな中川村の受け継がれてきた大事なものとかが魅力とか、そういったものを上手に使って、発信をして、そのことによって、それが、また残っていくっていうふうなことを考えなくちゃいけないっていうふうなことは思っております。

美しい村連合の審査のときにも、アンフォルメル美術館は一つの評価をいただいた拠点の一つというふうなことでございますし、覚悟というか、金に糸目をつけんというわけにまいりませんが、歴史館にせよアンフォルメル美術館にせよ、村の大事な魅力、財産だと思っておりますので、適切にですね、傷んでいる所は、しっかりと直していかなくてはいけないなというふうには思っております。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 村長のほうから、傷んだ所をしっかりと直そうという答弁がありましたので、教育長、ぜひとも、予算、盛ってもらって、今後、かかる所はかかって、これはしょうがないことなんで、大きく傷む前に修繕してもらおうと、これはアンフォルメルのほうでありますけども、歴史館にあっても、必要なことは、ちゃんとやっていくということをお願いいたしまして、終わります。

○議 長 これで柳生仁議員……。

○教育長 歴史館につきましても、本来——本来といいますか、先ほどプレハブの倉庫のことも出ましたけれども、理想的には、近代的な空調設備の整った、しかも広い展示スペースのある、そういう資料館であれば望ましいという願望は持っております。現状は、確かに、あの資料館、冬は大変寒く夏は大変暑いという温度差の激しい建物でありますので、そんなことを願いとしては思っておりますが、いろいろ、今、ご指摘いただきましたことにつきまして検討しながら、現状の中で精いっぱい努力をまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を11時20分とします。

[午前11時10分 休憩]

[午前11時20分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、3番 藤川稔議員。

○3 番 (藤川 稔) それでは通告に基づきまして質問をさせていただきます。

今回は、高齢者の生活支援についてと自治体間の連携についての2点についてでございます。

1点目の高齢者の生活支援について幾つかお聞きしたいと思います。

まず、中川村における高齢者の状況を見てみますと、平成22年の住民基本台帳による全人口に占める65歳以上の人口は1,520人、この割合、いわゆる高齢化率は28.7%でございます。あと、長野県と全国の比較で見ますと、長野県の22年度の高齢化比率に比べまして約3.5%上回っております。全国の高齢化率と比較して約7%本村が上回っておるという状況でございます。さきに行われました国勢調査の確定値次第では、いよいよ30%に乗ることも予想されるところでございます。実に3人に1人が高齢者という状況でございます。

いわゆる65歳～74歳の人口、前期高齢者の方は661人、また、75歳以上の後期高齢者の方が859人ということで、少子化に歯どめがかからないため、こうした割合をも非常に高くなっております。

また、前回の平成17年国勢調査では、この前期高齢者と後期高齢者の数が逆転をし、現在に至っております。

こうした状況から、着実に高齢化が進展している傾向が見てとれるわけでございます。

このように、今後、増え続ける高齢者の生活をどのように支援して、また、安心・安全な暮らしを送っていただけるか、家庭を守り地域を守ってこられた先輩の方々のきめ細かな生活支援の充実が必要でございます。

そこで、特に家族が遠隔地におられ、日々において生活支援を得ることができないひとり世帯の高齢者、あるいは高齢者同士の世帯の心配事や相談事に対応する窓口について、現在における村の体制と、その取り組み状況をお伺いをいたします。

○村長 高齢者の皆さん方、高齢者ばかりではないんですけども、そういう生活上の課題があったりとかサポートを求めていらっしゃる方々をフォローするためということではですね、一つには民生委員の皆さん方に地区を担当していただいて活動していただいているということ、それから、高齢者の方々にとっては地域包括支援センターのほうで個別のケースをフォローをしておると、それから、保健福祉課のほうで、いろいろ相談等々あったときには、ちよくちよく窓口のほうにも来ていただいて、個別の話なんかも伺っておるというふうなことでございます。

特に民生委員の皆さん方につきましては、非常に熱心にといたしますか、取り組みをしっかりとやっていただいておりますので、平成21年度でいきますと、相談、支援の件数は全部で456件ありまして、それは高齢者の方ばかりではないので、高齢者の方に関する相談、支援ということでは306件の個別の問題に対応していただいていたということでございます。

そういうふうな形で、定期的に連携もとりながら、それぞれの違う立場、違う視点で何か問題がないかというふうなことを見ていただいておりますというふうな、そういう状況でございます。

○3番 (藤川 稔) 今の村長のご答弁をいただいた中に包括支援センターのお話をいただきました。

県にも1カ所、長野のほうに、高齢者の支援施設といたしますか、組織があるという

ことで、基本的な窓口として、一般的には、それと同等の活動をしております各市町村ごと、高齢者支援の拠点として介護保険法で定められました地域包括センターがあり、地域の高齢者の保健福祉医療の向上、また虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関として位置づけられております。高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けられるように生活を支える総合窓口として認識を私もしているところでございます。

そこで、まず、本村における地域包括センターの生活支援活動の状況を引き続きお伺いをしたいと思います。

○保健福祉課長 中川村地域包括支援センターの高齢者、あるいは要支援者と申しますか、その方々の生活支援の活動の状況についてでございますが、まず、平成21年度の時点でございますが、要支援の方、要支援1の方という方については10人、要支援2という方については33人の方を認定をさせていただいております。これらの皆さんの、今、議員のお話にありましたとおり、介護予防のケアマネジメントと申しまして、要支援2、これ以上にならないように、日常生活、どのように計画をつくって予防していったらいいか、そういう計画をつくり、また、それを実際に経過していただいて、また、取りまとめて、次の次月といいますか、そういうところに生かしていくという、そういうプランニングを、まず、やっております。マネジメント事業でございます。

それから、もう一つ重要なことでございますが、包括支援センターでは、今、お話がありましたとおり、遠方の皆様、ご家族の皆様、それからご近所、それから近くのといいますか、同郷のご家族の皆さんの中から高齢者の方についての支援の相談を一手に引き受けておりますので、そういう作業もやりつつ、具体的にはですね、介護保険によらない部分で申しますと、認定前の要支援の皆さんの、要支援になるという認定前の方でございますが、についても生活用具の貸与、これについて取り扱いをしております。介護保険の事業の中ではレンタル制度がございますけれども、電動ベッドですとかシャワーチェア、それからトイレ、杖、それからベッドからの下りるときに介助のカバーの貸与、こういった相談を受けまして、村のほうですと財産として蓄積してきた物がございますので、これらの物について、判定をし、貸し出しをしていくというような生活支援の活動を一年間やっておりますので、よろしく申し上げます。(藤川 稔) ただいまご答弁をいただきました。

○3番 非常に、この介護サービスを受けられる方、恐らく増えていくだろうと思っておりますけれども、今のお話にもありましたように予防活動にも力を入れて、ぜひ、高齢者の方が健康で過ごせるような、そんな状況になっていくことを願っております。

それで、実は私の手元にあります平成22年度における介護保険以外の福祉サービスの概要についてによりますと、それぞれ事業ごとの窓口として、保健福祉課、包括支援センター、社会福祉協議会と、そのような3つの窓口が担っている事業があります。高齢者の生活管理、指導員等の派遣事業でありますとか、生きがい対応型デイサービス事業、あるいは布おむつのリース代の補助事業でありますとか福祉車両の貸出事業等々あるわけでございます。

こうした事業内容は、それぞれの高齢者世帯に示され、説明されていると思いますが、高齢者が、実際、この事業サービスを利用する際、窓口が3つあるということで、私は、こういったサービスを受けたいのだが、見るとそれぞれの担当の部署があるけれども、なかなか、実際、高齢者が、この窓口を選択をして、きちんとその窓口につながっていくかどうかというように、ちょっと疑問に思います。事業内容と窓口がマッチしないケースもあり、現場事務においては支障を来すといえますか、困っておられるような状況があるかどうか、そこら辺の対応状況について引き続きお問い合わせをいたします。

○保健福祉課長

今、サービスをというか、相談を受け、それから実際にサービスを提供するというか、担っている機関がそれぞれ3つあるというお話がありましたけれども、現状では、確かにおっしゃるとおりであります。

しかし、先ほど村長が申しましたとおり、最終的には福祉系のほうへ来る相談、それから社会福祉協議会のほうに直接行く相談、または、それぞれの、あと、事業所がございます。宅老所の野の花ですとかNPOかつら等々でございますけれども、そういったところに、直接、相談が行く場合もございます、そこから福祉係あるいは包括支援センターのほうに相談が来るケースもありますけれども、最終的には、民生委員さんも含めまして、包括支援センターのほうに全部つなげておいて、そちらのほうから具体的にどこがどういうサービスをするのが一番よろしいかというような体制を、今、現実にはとっております。

ただ、個人的には、その振り方がですね、説明が、ちょっとこちらのほうでうまくいなくて、例えば、役場の福祉係に来ただけけれども、回り回って社協に案内されて、それで、例えば、最後は包括へ行ったりとか、そういうケースがありましたとしたら、これは、きちんと方向を一つにしていく必要がありますけれども、最終的には包括支援センターのほうで受けるということは確認できておいて、それから、それぞれの事業者、委託をしておる業務もございますので、そちらのサービスを受けるといふふうになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○3 番

(藤川 稔) 今、保健福祉課長が言われました高齢者からの要望については、若干、高齢者の方が窓口の選定がなかなかできないために起こったかどうかはあれですが、若干、たらい回しの部分もあったようにお聞きをしております。

高齢者の利便性からいって、何とか窓口を一本化して対応できないかと思いますが、いかがでしょうか。

例えば、親しみやすい長寿安心窓口なるものを設置して、要望はそこに集中し、事業ごとにそこで仕分けて、それぞれの担当窓口と連携とって対応するなど、工夫が必要と思いますが、そうした取り組みは可能であるかどうかをお伺ひをしたいと思います。

○村 長

常に、常日ごろに、今、お話に出ましたようないろいろな組織、担当の皆さん方、定期的にも話をしておられるので、どこに行っていたとしても、しかるべくフォローをさせていただくというふうに思いますけれども、もし、おっしゃっているような長寿

安心窓口というような看板を掲げるとすると、一番接しやすいのは役場の中の保健福祉課、実質的に保健福祉課でお電話とかいただいておりますし、高齢者の方もちょくちょくお見えになっておりますので、同じことだと思いますけれども、新しい組織をつくるというよりも、その表札をかけるということにしかならないのかもしれませんが、そういうものがあれば、わかりやすいということは、そうなんですけど、でも、実質、村の、中川村の高齢者の皆さん、何かあったときには、そちらのほうに電話すれば、何と、何か、フォローをしてもらえるというふうなことは、わかっていたらいいんじゃないかなというふうに思うところでございます。

以上です。

○3 番

(藤川 稔) 先ほどちょっと触れましたけれども、長野県においては、長野市の福祉センターですか、そこに安心コールという窓口がありまして、それは県内のどこからでも相談事がそこにコールできるというようなシステムになっておるようです。

今後の検討材料として、また、何か、そういった対応で、まずいところがあれば、ぜひ見直しをしていただき、何とか安心して高齢者が相談ができるような状況が少しでも前進することを切望をしております。

次に高齢者の見守りについて質問と、また、流れによっては、一部、提案をも含め、伺っていききたいと思います。

少子高齢化の進展にも伴いまして、高齢者のひとり暮らし、あるいは高齢者同士の家族がいる場合でも、みずからの力だけでは問題への対応が難しい状況にある人たちが増加している現状でございます。

村における65歳以上のひとり暮らし世帯は、平成22年9月1日現在で88世帯、高齢者同士の2人暮らし世帯は163世帯となっております。これは全体の17.8%に当たりまして、約10世帯のうち2世帯が高齢者のみの世帯となっております。

こうした状況を踏まえ、地域において日常生活を営む中で、支援が必要な方に対する見守り等の活動を推進することによって、だれもが安心して暮らせる地域社会を実現することを目指すことも大変重要なことであると思っております。

新年度予算においても、高齢者在宅事業として緊急通報装置の設置費用が計上をされております。

そこで、村内における高齢者の見守りについてどのような取り組みを行っているのか、その現状についてお聞きしたいと思います。

○保健福祉課

まず、高齢者の見守りについての現状、どういう活動を行っているかというお尋ねでございますが、今、お話にありましたとおり、一つは緊急通報装置等の設置でございます。

このものにつきましては、平成21年から1カ所集中型に転換をしまして、つまり、何と申しますか、安否確認ができるような状態の専門の業者と申しますか、お願ひをしまして、設置を、随時、変えてきているところでございます。10月1日以降、今は全部そういう形になっておいて、今後とも、そのように継続していきたいというふうに思っております。

それから、大きいところでございますが、実は、各地区で、平成19年から23年にかけて、これは社会福祉協議会が中心になりまして、地区ごとの助け合いマップづくり、特に災害時を想定したマップづくりを行ってきております。これは、近所に要支援、高齢者ばかりではなくて、障害のある方ですとか子供ですとか、そういう弱者の方が、もし何かあったときに、どういうふうに非難をしていったらいいのかっていうことを、どこにどういう方がいるということを地区で認識をしていただくという目的でやりまして、もう既に2回目の見直しをしておるところでございます。これについては、随時、お亡くなりになったり、新たに要支援の方が発生しますので、これにつきましても、これからは、地区のほうにお願いしつつ、毎年、見直しをしていけるような、あるいは数年に一遍でいいんですけれども、という取り組みが、今後、必要かというふうに考えております。

それから、もう一つ、見守りにつきましての日常のことでございますが、これは通報でございます。通報といいますか、急な通報ではありませんが、特に民生委員さんからの連絡が大きいということでございます。

それから、もう一つは、遠方にいらっしゃる家族の方も含めた、ひとり暮らし2人暮らしの高齢者の方のこれからの心配だということでの申し出により、このものにつきましても、保健福祉課、あるいは包括支援センターのほうで受けて、受けた場合には、直接、実際どうなのかということ調査に行くというようなことをやっております。これが最終的には、通報装置の設置ですとか、あるいは要支援というような介護保険サービス以外のサービスにつながっていくというようなことになるわけでございます。

それと、もう一つは配食サービスであります。村は直接やっておりますが、社会福祉協議会、それからNPO法人かつらが、お昼に——お昼っていうか、配食事業をやっております。この配食のサービスにあわせて、行った方、配ってくれるボランティアの方たちが、直接お話をしたり、あるいは、何ていいますか、そのお弁当を食べた状態といいますか、やなんかで、こうだったというようなことを情報として包括支援センターのほうにお寄せをいただくことになっております。そのことで、どういう状態にあるのかということ、そのときに新たにつかみまして、また、実際に、ちょっと心配な方については、出向いて行って、またお話をしたり、それぞれの一番いいサービスにつながるようなことを、方策を探るといような活動をしておりまして、これにつきましては、21年度から、今年もそうでありますけれども、配食サービスに伴います高齢者の見守り支援という形で、村のほうで、一つは情報をお寄せいただくための謝礼という言い方はありませんが、若干、委託料を払いながらやっておるというのが現状でございます。

○3 番 (藤川 稔) ただいま状況をお伺いしたわけですが、ご答弁いただいた内容については、それなりに、きっと機能しているかなと、そんなふうに思いました。

その中で1件、助け合いマップといいますか、支え合いマップ、これは社協を中心におつくりをいただいておりますけれども、社協の現場のお話を聞きま

すと、できたはいいけれども、なかなか、それが活用をされていないと、つまり、それぞれ、ひとり暮らし、あるいは2人暮らしの高齢者の方のおうちの、恐らくポジションやら、そういったものが、その図面上に落してあると思うんですけれども、その方たちが、どういう、今、言った介護サービスでありますとか配膳サービスを受けておる、あるいは民生委員の方がいろいろと相談事、心配事がかかわっておるってことであれば、Aさんという高齢者のところにはいろいろのかかわりの人が集中するけれども、そういったかかわりのない方も若干おられると、そうすると、どうしても矢印を引いたときに、そこの高齢者のところにはヒットしなくて、なかなか、やっぱり、きちんとした体制を組まないと、そういった方々への生活支援なりができないということで、なかなか、ちょっと、もう一歩二歩前進していないのが状況だと、そういうようなお話を伺ってまいりました。

恐らく見守られるほうから見ますと、必ずしも周りから見守られているという認識もない方もおありになるかと思えます。それぞれ、プライバシーの個人情報の問題も一つのネックになっている部分がございます、そういった方たちが、そういった支援の中で、若干取り残されていくということであれば、それは、一つ問題であるようにも思えます。そこには、安心が伴って初めて支援されておるといような、そんな、見守られる方が持たないと、どうしても安心感が、そこで生まれないということもあるかなと思えます。

例えば、プライバシーのことも考慮して、遠隔地におられる家族などの了解を得て、見守りを希望される方を登録すると、そして、その方の家を訪問されるいろいろな地域の住民の方、あるいは、今、言ったような事業所の方、あるいは施設の方、それを行政と連携して、こう、何か見守りのネットワーク、そういったものが構築できないかなと常々考えております。そういった情報、先ほども課長のお話にもありましたが、この点についてご見解をお伺いをしたいと思います。

○村 長 先ほどの支え合いマップづくりで申し上げますと、たくさんの方々が参加をしていただいております、総代さん初め地区役員の方々、公民館の方々、婦人会、老人クラブ、民生委員の方、それからいきいきサロンのスタッフ、消防団、すべての地区において、これだけの方が全部そろうというわけではございません。老人クラブのないところなんかもありますし、いきいきサロンをやっていないところなんかもあります。でも、たくさんの方々が参加をしてくださって、どういうおじいちゃんがいる、どういうおばあちゃんがいる、どういう障害者の方がいるっていうふうなことの共有をいただいております。

確かに、おっしゃるとおり、そういうものができたということで終わりというわけではなくて、その中で、なかなかお付き合いの少ないような方とか、ちょっと心配な方とか、いろんな方がいらっしゃる時に、それをどうするかっていうふうなことが課題かというふうに思いますが、最初に民生委員の方々のいろんな相談に乗っていただいているっていうお話をいたしましたけれども、基本的には、民生委員の皆さ

ん方が、それぞれの担当地区の中で、ちょっと、こう、気になるな、気にかけないといけないうふうな方を、非常にプライベート、プライバシーに配慮しながらご努力をいただいているので、それが、どこでどんな活躍をしておられるのかっていうところが、なかなか見えにくいし、我々も、なかなか、それを申し上げることができないんですけども、最初に申し上げたような年間456件というような形で、そういうフォローをし、問題件数について相談に乗っておるといふようなことで、大変ありがたいことだなというふうに思っている次第でございます。

○3 番 (藤川 稔) 今、村長のお話もありましたように、本当に民生委員の方々は、いろいろ多岐にわたる、本当、問題に対応していただきまして、日々ご尽力いただいております。敬意を表するところでございます。

先ほどのネットワークの話に移りますけれども、私、例えば、登録のご家庭には、玄関に見守り世帯のシールを張って、高齢者のみの家庭である旨を表示し、訪問者は「こんにちは。お変わりありませんか。」など、声かけをしていただき、安否確認をしていただく、もちろん登録外の方にも声かけをすることはもちろんでございますけれども、そういった表示があるかないかでは、訪問者の方の、また意識も違ってくるかなあと、そんなふうに思います。

また、このネットワークの構築につきましては、今のお話もありましたように、民生委員の方々などを含め、情報交換をする中で見守り強化が前進すればと思っておりますが、まず、先ほどのご答弁の中でNPOかつらさんやなんかが配膳サービスを行っていただく、そうすると、当然、出向きますので、そこで高齢者の方と接触して、お元気であるかどうかは確認できるということでは、非常に有効な手段ではないかと思えます。

そのほかに、郵便局、あるいは新聞配達の方、こういったジャンルにつきましては、ほとんど毎日、新聞を配達したり、ある程度、郵便物の配達もございますので、配達した状態のままを積み重なっていくような状態が玄関先であれば、何か異変に気づくと思えますし、そんな方法もあろうかと思えます。

あるいは消防団の協力を得て見回りの折の声かけをしていただくと、若干、現在は、昔やっておりました火のもと点検が、どの程度、実施されておるかどうかはわかりませんが、こういった火のもと点検も非常に有効な手段でないかと思えます。

そして、一番は、地域見回りボランティアの確保も必要かと考えます。例えば地域協力員などのボランティアの方を募って、見守りを希望される高齢者の方に声かけや見守りなどの安否の確認を行い、異変があった場合には、地域包括センターや、そういった、あるいは民生委員の方、あるいは行政、あるいは、場合によっては駐在所や消防団とも連携をとりながら支援していくような仕組みが必要と考えております。このほか、民生児童委員協議会や、それぞれの地区などの団体から推薦されたボランティアの方で、プライバシーの厳守や高齢者の方やご家庭の意思の尊重が義務づけられた上での活動ができればと考えております。

いずれにいたしましても、今後、ご検討いただくことを希望しております。よろ

しく願いをいたします。

次に、高齢者が日々の買い物に困る買い物弱者、あるいは買い物難民とも社会的には言っておりますけれども、そういった方々の対策について伺います。

少子高齢化や過疎化等の社会情勢の大きな変化に伴いまして、買い物の場所や移動手段などの日常生活に不可欠な機能が弱体化をしております。特に高齢者等にとっては大きな問題となっているところでございます。

こうした機能を地方自治体だけで支えていくことは非常に困難な状況であると認識をしておりますが、こうした状況を踏まえ、経済産業省は買い物支援の取り組みを後押しをする補助事業を始めたところでございます。全国で約200件の応募がありまして、非常に関心の高さを示しておるようでございます。

かつて、この中組地区は、商店などが軒を連ねまして、まさに村の消費の中心でございました。片桐地区の方々も坂戸橋を渡りまして、多くの方々がこの東地区に買い物に訪れてくれたことを私も子供のときの記憶で残っております。

しかし、大型店やスーパーマーケットなどの進出によって、時代の流れとともに、中央商店街は衰退をしてきました。また、後継者がいないことも、その一因でございます。

他市町村においても、シャッター通りと言われるように、地方の商店街は衰退するばかりの状況でございます。

そうした中、地域住民に親しまれてきましたこのAコープ南向店とAコープ美里店が、この4月をもって閉店となるとの情報を得まして、事業主の方に確認したところ、事実には相違ありませんでした。

なお、この情報を一般質問で公表することは事業主の方に許可をいただいております。

こうした状況を踏まえて、私の近所の方や利用されてきた方々からは、食料品を中心としたこれからの買い物について心配する声が多々聞かれます。

そこで、村内における買い物弱者の実態はどうなっているのか、つかんでいる範囲内で結構でございますので、お答えをいただきたいと思えます。

○保健福祉課

買い物弱者ということで、特に買物をするに当たって非常に不便をしていらっしゃる高齢者の方、もしくは世帯ということでありましたら、具体的な数字は、申しわけございませんけれども、調査はできておりませんが、ただ、今、お話がありまして、このこの大草地区の中では唯一の食料品とっていいのかな……すみません。玉屋さんがございました。中心でありましたAコープ南向店につきましては、今、4月いっぱいをもって現在の受託をされて営業されている方が撤退をするというお話は聞いておりますので、これについては非常に心配しておりますが、繰り返しますが、そういう意味でのお困りになっている方については、ちょっと調査をしてございませんが、事業者としましては、例えば、ここではありませんが、何といいますか、Aコープの美里店、これは近くへお寄りになる方が、そのところでお買い物をして、それで、おうちにお帰りになるという点では、非常にちょうどいい位置

という言い方はないんですが、そういう形で営業していただいておりますなあと感じておりますし、また、片桐、チャオ店舗の隣にありますマルトシについては、宅配を受けておるといことで、2,000円以上であれば無料で配ってくれるそうです。それから、それ以下であれば1回210円の配送料が要るようでございますが、それで対応していただくと、あと、玉屋さんですとか、商工会に加盟していらっしゃる業者の皆さんについては、それぞれ、配達については、やるというようなことをお聞きをしておりますので、当面のところは、何とかしのげるのかなあというふうに感じております。

○3 番 (藤川 稔) ただいまご答弁をいただいた状況を踏まえまして、恐らく今後においても、そういった買い物にお困りになる、特に高齢者の方がだんだんと増えていくだろうと、深刻な課題として、その取り組みが認められて、今後、くるかなと、そんなふうに思います。

今、宅配サービスのこともお聞きしました。こういった高齢者の、そういった特に買い物の困っている者についての要望でありますとか、あるいは、こういった状況であるのか、買い物弱者の状況といっても、非常に流動的な部分がございますので、なかなか、調査っていっても、非常に困難なことだと思いますので、その点は、現時点では仕方ないかなと、そんなふうに感じておりますが、あとは、今後、商工会などとも連携を協議しまして、宅配サービスに加えて、買い物代行サービスや、また、希望者の方がおれば、先ほどの国の補助金を活用しての購入車両の購入などで、事業者の確保と活用も必要であるかなと、そんなふうに感じております。

特に、買い物に来てくれるという受け身の賄いでなくて、これからは、こうした出向いての、いわゆるサービスは逆にビジネスチャンスかもしれないと、そんなふうに感じておりますので、また、村内外における事業者で前向きに、こうした弱者の方の支援のサポートをしていただけるような方が出てくれば大変ありがたいと思っております。

次に、1点目の最後の質問になりますが、高齢者住宅の整備について伺います。

若者住宅に加え、今後さらに高齢者向け住宅の整備も課題に上がってくると思われまます。21年度において建設されたパークハウス滝戸は、B2のタイプの高齢者世帯、あるいは障害者の方の世帯、優先入居が可能な部屋を設けているところでございます。今後、超高齢社会を迎えるに当たって、高齢者の住宅困窮世帯が増えていくことが確実視されている中で、このような高齢者向け住宅の確保は、安心・安全のよりどころとなると思います。そうした中で包括的に生活支援を行うこともでき、効率の面から言っても有効な手立てと考えております。

そういったニーズが果たしてあるかどうかは、私も把握はしておりませんが、今後において、こうした高齢者の専用住宅のあり方についてご見解をお伺いをしたいと思います。

○村 長 今、お話がありましたとおり、チャオの近くにつくりましたパークハウス滝戸につきましましては、5つのひとり暮らし2人暮らしの高齢者の方向けというふうなことにしてバリアフリーかなんかを、そういう配慮をしたものにいたしました。

診療所も近いし、お買い物にも便利だということで、ご自身で自立した生活のできる高齢者の方々にとっては一番便利なところかなというふうなことでつくったわけなんですけども、5個あるうちの3つは、今、使っていただいておりますけども、2つについては、今のところ希望者がいらっしゃらないと、村内の方に限るといふうなことにしているわけなんですけども、やっぱ、どうしても、普段住み慣れたおうちで、それから慣れ親しんだ方々と一緒に近いところで暮らしたいというのが、やっぱり高齢者の方の思いなのかなというふうな気持ちを持っているところでございます。

とはいえ、いつ、何かけがをされるとか、天候的に雪がどっと降るとかですね、いろんな事態があつて、そうは言っても不便だなというふうな方が移っていただけるように、そういう受け皿としての滝戸の高齢者住宅というものは維持していかなくちゃいかんのかなというふうなことは思っているところなんですけども、それで、今後はですね、また、村営住宅もつくっていくわけなんですけども、パークハウスに1つ、車いす仕様の部屋もつくりましたけども、そこまでは、全部そうしていくということはできませんけども、少なくとも、村営住宅についてはバリアフリー化というふうなことは配慮しながら、高齢者向け住宅とはうたわれないにしても、高齢者の方が住んでいただいても不便の少ないような形の配慮なんかをしていかなくてはいけないのかなというふうに感じております。

それで、いろいろ高齢者の方もいらっしゃって、自立で身の回りのことはご自身でできる方もいらっしゃれば、だんだん支援を必要とする方もいらっしゃいますので、そういう高齢者向け住宅をつくるだけではなくて、従来からやっておる、その在宅の皆さん、在宅で、いろんなサービスをしながら、住み慣れたところに、慣れ親しんだ周りの方々と一緒に暮らせるような在宅支援をするとか、あるいは、それも、ちょっと大変になってきた場合には施設入所というふうなこともいろいろあるというふうな形で、そういうトータルな、いろんな要支援、要介護、あるいは健康な方って、いろんな方々がいらっしゃるので、それに応じて幅広いバックアップを、それは村だけじゃなくて、上伊那福祉協会とか伊南の福祉協会とか、そういうところとも協力しながら、それから民間の事業者さんとも協力しながら充実をさせていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○3 番 (藤川 稔) それでは、2点目の自治体間の連携について質問をさせていただきます。

いわゆる平成の大合併が一つの区切りをつけようとしている今、効果的、効率的な自治体経営を行うため、自治体間における連携の積極的な活用について考えてみる必要があると思います。

この中川村においても、合併が成立せず、引き続き自立の道を歩んでまいりました。

一方、市町村合併や地方分権の推進、そして道州制の導入論議の展開などをきっかけにして、基礎自治体としての市町村、また、広域自治体としての都道府県、そして国とが、それぞれ果たすべき役割分担について見直しの機運が高まっておるところで

ございます。

本村も駒ヶ根市、飯島町、宮田村と一部事務組合であります伊南行政組合を構成しています。これも自治体間の連携の一つであります。特に隣接する飯島とは、地理的、社会的、経済的關係から、その住民生活の密接なつながりもあり、村政の上でも農業問題や定住促進策、また商工業などの産業の振興、道路や橋の整備といった多くの関係や共通の課題があるのも事実でございます。これらの共通の諸課題について、隣接する町村が互いに協力し、解決を促進するとともに、首長や実務者間での意見交換を初めてとして知識の共有を行うとともに、さまざまな分野において自治体間協力を行い、単独の町村では、なかなか、行うよりも、単独で行うよりも、効率的、効果的な課題解決や住民サービスの向上に向けた連携を進めることも必要と考えます。

そこで、こうした考えに基づき、お隣の隣接する飯島町との連携について、今まで村長が行政に携わってきた中での思いでありますとか考えについて見解をお伺いをしたいと思います。

○村長 自治体間の連携についてということでご質問をいただきました。

お話がありましたとおり、伊南行政組合というような形でやっていることも大変ありがたいこととございますし、それから、もう一つ大きな上伊那広域連合という形でも大変お世話になっているわけでもあります。ごみの問題ですとか医療の問題とか、本当に住民の、村民の生活に密接に結びついたところで助け合いながらやっているというふうなことがありがたいなというふうに思っています。

それから、また、中川村の場合は、上伊那の一番南の端っこというよりも南の玄関口というふうに言ったほうがいいのかもかもしれませんけども、そういう位置にいるというふうなことで、議会の皆さん方も、中部伊那というふうなことで、大鹿村、松川町、それから、今、お話に出た飯島町と一緒にですね、連携しながら地域の課題に取り組むというようなことをなさっていますし、それから、また、消防団も、隣接消防という形でお互いに協力しながらやる体制をとということで、定期的に会合を持ちながらですね、支え合う体制づくりをしているところでございます。

そういうふうに言うと、特に先ほどもちょっと触れました「日本で最も美しい村」連合で大鹿村さんは先輩に当たりますし、隣接しておるというふうなことでですね、これからいろんな協力し合っただけで、体制をとっていくことも考えなくちゃいかなというふうに思いますし、それをもう少し広げていくと、南木曾町とか、それから開田高原っていうふうな形でも、その南の、長野県の南のほうで美しい村連合の提携することもできるでしょうし、長野県全体の中である美しい村連合、7町村になります。7町村と1つの地区となりましたけども、そちらでの連携ということも模索をしてくときかなというふうに思っています。

飯島町との間では、もう本当に大変お世話になっておるし、いろんな道路のことやら川のこととかですね、本当に村の行政のいろんなところでですね、一緒に連携をしながら、教えていただきながら、やってきたというふうに思っています。

商工会のほうも連携というふうな形で動いているというふうなことで、大変ありが

○3 番

たいし、周り全部とですね、それぞれいろんな形のかかわり合いがありますので、うまく協力し合っただけで、特に上下伊那の境にあるということで、両方を見渡した形で、上下伊那という広い中でこの地域に隣接している皆さん方と一つの存在感を示していけることができたらいいなかなというふうなことを思っております。

(藤川 稔) 確かに村長のご答弁のとおり、伊南行政組合があり、また、上伊那全域においては上伊那広域連合という組織があり、それぞれが手を取り合っただけで連携をしておるといような状況の中では、非常に効率的な行政もできておるかなと思います。

ただ、伊南で見ますと、駒ヶ根も宮田も、ちょっと中川から見ると飛び地のエリアでありますので、この隣接でなければできない、そういった枠組みの中で、また協力し合えないとできない、特に道路の接続の関係だとか、そういったものもありますので、ぜひ、引き続き連携をとりながら進めていっていただきたいと、そんなふうに思います。

それでは、最後に行政とNPOなどとの連携についてお考えをお聞きしたいと思います。

村長初め皆様もご存じのとおり、平成21年に地域の未来をみんなで作ろうと、飯島町と中川村の経営者らでNPO法人飯島中川政経人会、通称いいなか会議という組織を立ち上げたところでございます。趣旨として、地域のモデルは行政だけでつくっていくのではなく、住民や企業、NPOが主体的にかかわって、行政と連携することで未来が開けてくるという趣旨でございます。

その後、活動の中で取りまとめられました政策、提言書、アクション2010を、飯島、中川、両町村を訪問いたしまして、それぞれの町村の理事者などに公表をし、政策提言を行ってきた状況でございます。

これを受けて、飯島町では、飯島中川政経人会の提言書や飯島町長期ビジョン策定委員会で提案された定住促進策について、定住促進のための窓口一本化として、新年度で定住促進室設置を行うための予算が盛られ、平成23年4月より具体的に動くことになりました。

町当局も、今後において、飯島中川政経人会などと打ち合わせをして進めていきたいということでございます。

また、昨年、いいなか会議メンバーが中心となりまして開催した信州いいなか里山博覧会「イーラ」も、プログラムの中で村長の協力を得たことに、メンバー一同、大変喜んでおりました。

来年度は、さらにレベルアップをした「イーラ」に取り組む予定であり、今後は駒ヶ根や宮田とも連携をしていく夢を持っておるところでございます。

本村においても、こうした活動を行政の取り込み、協働の精神で互いに協力していくことは、まさに新しい行政スタイルの確立にもつながっていくことと私も関心を持っているところでございます。

最後に、こうした取り組みについて村長の見解をお聞きし、私の一般質問を終わ

といたします。

よろしく願いいたします。

○村 長 飯島中川政経人会議の皆さん方は、本当に大変熱心に、そしてまた、それぞれの経営者の方々がユニークな個性的な方々が集まっておられて、大変、私もおじゃまして、大変刺激的というか、楽しい会だというふうに思っています。

そして、今、お話に出たアクションの提言書につきましても、地域のよさを発掘して、それをうまく生かしていくというふうなことを、そのことによって交流人口を増やし、定住人口を増やすというふうな、何段階かという形で進めていこうというふうな、非常に練り込まれた企画になっていましたし、また、その基本的な考え方が、その地域のよさを発掘して、それを生かしていこうというふうなことで、私が思っている内発的な発展と言っていることとか、それから、また、美しい村連合の基本的な考え方も非常に合致していることだなどというふうに思っています。

特に、この間の温博の「イーラ」につきましても、いろいろ、こう、そのイベントを一定期間内にたくさん仕込んでいこうということで、いろいろな人を募ってですね、イベントを、そんな大がかりじゃないイベントをたくさん、こう、つくっていきこうというふうなことで、ですんで、その飯島、あるいは中川に暮らしている方々が、「じゃあ、おれも一つ、こういうことをやってやろうか。」みたいな、そういうチャレンジ精神を引き出すというふうな、そういう非常にいい効果があると思いますし、それでチャレンジしてみて、地域の外から来た人が喜んでもらって、手ごたえを感じたら、その中から「じゃあ、ちょっと、これをちっちゃな形でも商売にしてみるか。」みたいな形が生まれてくるとですね、本当に、その地元の自分たちで持っているよさを生かしてお金が回ってくるようなことをつくっていくという、すごくいいきっかけというか、チャンスメーカーだなどというふうに思っております。

また、次回、さらに発展して取り組むんだというふうなお話をいただいておりますので、非常に期待をしているところですけども、そういうことで、考え方も大変近いので、行政のほうとして、どういう形の応援ができるのか、また、協力、あるいは連携ができるのか、具体的に、まだ、なものはありませんけども、行政としてできることをやっていって、いい効果を上げていきたいなというふうに、上げていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議 長 これで藤川稔議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後 1 時 30 分とします。

[午後 1 2 時 1 7 分 休憩]

[午後 1 時 3 0 分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会を再開します。

1 番 中塚礼次郎議員。

○1 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました 2 件について質問を行いたいと思います。

1 つは三六災害 50 年のイベントについて、それから、2 番目に生活・通学道路の改良についてと、その 2 間についてお願いしたいと思います。

最初に三六災害 50 周年のイベントについて質問いたします。

三六災害 50 周年イベントについては、さきの 3 月 2 日の本会議で、平成 23 年度予算の説明、それに引き続いての質疑の中で大原議員の質問に対して村側より説明がありました。その内容は、講師による講演と災害訓練の実施、それから写真展示とのものでしたが、検討の経過と具体的な実施計画が立てられていれば、内容についてお聞きをしたいと思います。よろしく。

○総務課長 それでは、三六災害の記念事業の内容、現在まで決まってきたものにつきまして、実行委員会、それから村独自で考えているものにつきまして申し上げたいと思います。

まず、実行委員会の関係でございますが、実行委員会につきましては、昨年の 10 月から実行委員会が立ち上げられております。実行委員会に含まれている団体につきましては、災害のあった上伊那、下伊那の市町村、それから国・県の団体等も含めまして 20 団体で組織をしております。

この中で計画でございますが、既に実行委員会 2 回ほど実施をしております。

それから、過日、3 月の 7 日の日に天竜川上流河川事務所が主催をしたものでございまして、実行委員会も、それに後援をしたということで、「三六災を知る 災害の足跡」ということで、現地の学習会を、一昨日、新聞等でも載っておりますが、そんな行事も行ってきております。

今後、実行委員会として実施をするものでございますが、6 月の 19 日、三六災のシンポジウムということで、災害のあった前後に実施をしたいということで、飯田市の文化会館で行う予定でございます。

それから、10 月の 7 日の日に、防災シンポジウムということで、これは、実行委員会、後援ということでございますが、砂防ボランティア協会の南信支部が中心になって行うということでございます。

それから、10 月の 19 日、砂防講演会ということで、これも、実行委員会、後援であります。県の建設業協会の飯田支部会が実施をするという予定であります。

実行委員会として、あと、記念誌の発行ということを計画をしております。記念誌の発行と DVD の製作ということで、中部建設協会が中心になって発行をしていくという予定でございます。

それから、村関連でございますが、村につきましては、8 つほど計画をしております。

三六災の写真展、それからリレーパネル展ということで、これにつきましては 5 月の初旬から 6 月の初旬まで 1 月間ですが、実施の場所につきましては、チャオを中心に行っていきたいというように考えております。

内容では、歴民館で所有されております写真、それから実行委員会、先ほど申しました実行委員会が準備したパネル等を展示をしていきたい、そんなふうに考えており

ます。

それから、三六災を語るリレー座談会ということで、これ、5月の29日、中川村では5月の29日に実施をしたいということで、文化センターで行っていきたくて考えております。

内容につきましては、信大の名誉教授の方の講演、それから災害を経験された方の経験談、それから、防災情報、道路網の変遷に関する報告等を行いたく考えております。

それから、教育長のほうから、過日、お話がありましたが、歴民館の特別展を計画をしていきたいということで、三六災の特別展ということで予定をしております。時期につきましては、10月の中旬から約1月を計画をしております、歴民館で実施をしていきたいということでございます。

内容につきましては、写真を中心とした展示というふうに考えておりますが、今後、詳細については検討をしていくという予定であります。

あと、広報関係であります、広報なかがわの特集、それから、エコシティー・駒ヶ岳特集、それぞれ考えております。

広報なかがわの特集につきましては、被災のあった6月から以降7、8と3回、この特集を組んで発行をしていきたいと考えております。

それから、エコシティーの特集につきましては、6月に特番を組んで流してまいりたい、そんなふうに考えております。

それから、小中学生へのアピールも必要であろうかということで、災害アニメのDVDが国のほうで制作をされておまして、これを、できれば6月に東西の小学生を対象に災害のアニメを視聴してもらって、災害について考える機会をつくってまいりたい、そんなふうに考えております。

それから、村内の企業との災害の協定を締結をしてまいりたいということで、これにつきましては、企業の選定等は、まだできておりませんが、23年度中に、この災害協定を結んでいただける企業については結んでまいりたい、そんなふうに考えております。

それから、合同防災訓練ということで、これは実行委員会でも計画をしておりますが、中川村、大鹿村、松川町、特に大鹿村が被害が大きかったわけでありまして、中心となるのが、中川村と大鹿と松川といますと中川になりますので、会場は中川村になるかと思いますが、7月の24日を予定をしております、訓練をしてまいりたい、そんなふうに考えております。

事業の予定につきましては、そんなことを計画をしているところでございます。

○1 番 (中塚礼次郎) ただいま説明いただきましたが、この実行委員会つうのは、上下伊那での実行委員会か、それとも中川で村独自として50年のイベントのために実行委員会が組織されておるのかどうか、その点、お聞きしたんですけど。

○総務課長 先ほど、実行委員会、20団体ということでお話をさせていただきましたが、これにつきましては、村ではなくて、被災のあった町村を中心としながら、国・県の組織を

含めて実行委員会を立ち上げております。

○1 番 (中塚礼次郎) 村独自では、実行委員会、村のイベントについては、組織としては立ち上げてないということですかね。

そうしましたら、村独自のこのイベントについては、参加してもらう団体等の制限もあるかと思いますが、実行委員会というような形で立ち上げて準備していくっていうのが、このイベントを身のあるものにしていく上では大事じゃないかというふうに思いますので、そこらの辺も、まだ具体的に細かい、今、イベントの内容については報告があったんですが、上下伊那の関係のイベント関係は、結構、日程的に、詳細、決まっておりますが、中川独自でやるイベントについては具体的にというところまで行っとらんというふうに思いますので、そこらの辺も実行委員会というような組織で検討していったらいいと思うので、そこらの辺も実行委員会というような組織で検討していったらいいと思うので、希望としては、そういうことをお願いしたいというふうに思います。

それから、今、課長のほうから説明がありましたが、23年度中の予算の中に、このイベントに対する村の予算が計上されておまして、講師料の謝礼ということの3万円と消耗品費の4,000円ということで、合計3万4,000円が予算計上されておるわけですけども、今、ちょっと課長のほうから説明のあったイベントの内容等も考えてみて、果たして、この3万4,000円で、このイベントが実施できるかということが非常に心配ですし、何となく中途半端で、村民の心に残るものが、どうしても残す必要があるというふうに思いますので、その点についていざあどうかお答えいただきたいんですが、予算です。

○総務課長 中塚議員さん仰せのとおりかと思いますが、先ほど、村及び実行委員会で予定している事業を申し上げさせていただきましたけれども、各事業の実行委員会、相当、実行委員会、開いておりますので、村以外の事業については煮詰まってきたかと思いますが、村単独の事業につきましては、予算——予算というか、これから具体的には検討をしてまいりたいと思っております。予算の要求時点で必要になるものを、時計上をさせていただいたということで、非常に少ない3万4,000円という額になっておりますが、今後、事業の詳細等、庁内でも検討してまいりますが、事業が決まって必要な予算も出てこようかと思っております。そうしたときには、補正の予算で対応をいただくように考えております。

以上であります。

○1 番 (中塚礼次郎) 詳しい事業の内容が決まってくれば、さらに予算も増えるということは、いたし方ないことだというふうに思いますので、50年という節目ということでありますので、その点をしっかり取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

その村独自でやるイベントについての、さっき実行委員会を組織してやったらどうかということをちょっと提案しましたが、実は、ゆうべ公民館の運営審議会がありまして、その会議の席で22年の事業報告と23年の事業計画について出されたときに、委員の中から三六の50周年のイベントというか、公民館として何か取り上げるような

ことはないのかというような質問がありました。そういった意味では、公民館関係も含めて実行委員の中に加わっていただいて、村挙げてのそういったイベントになるように計画をしていただきたいと思いますというふうに希望いたします。

それでは、次にでありますけれども、三六災害から、先ほどから申しておりますように50年ということで、災害を経験した村民はだんだんに少なくなってきたということでもあります。災害のあの恐ろしさも風化しつつあるということで、あの悲惨な災害から村が一つになって懸命な復興を成し遂げてきました。

梅雨前線豪雨による大災害ということで、全村にそれが発生ということで、災害により尊い命を失った方は南向地区で18名、流出の家屋、全壊の家屋ですが、その住宅は97戸ということで、農耕地の流出と埋没等でありますけれども、405.4haという広大な農地が流出、埋没をしたわけでありまして、村内の河川は至るところではらんをして、天竜川の堤防はことごとく決壊というようなことで、美しい水田は一朝にして砂れきの河原となってしまったということで、特に、四徳地区全戸が住み慣れた土地を捨て、移住を余儀なくされたという経験があるわけでありまして、そしてまた、命がけで避難をされた方たちも大勢いました。

私は、そんな体験から、災害に対する教訓を学ぶ必要であり、学ぶことが必要であって重要だというふうに思うわけでありまして、先ほど課長のほうからも、そういった経験の発表の場も含めた催しを、5月の29日と確か言われたと思いますが、計画に、決まりではないか知らないけれども、考えておるといふような発言がありましたので、ちょっと安心したんですが、そういった災害の体験発表を盛り込んで、多くの村民が参加できる、そういったイベントにしていくことが大変重要だというふうに思いますので、その点について、いかがですか。

○総務課長 その前に、先ほどの予算の部分であります、教育委員会で計画をしております特別展、歴民館での特別展につきましては、当初から、それなりの予算を教育委員会へ盛ってありまして、特別展として16万円計上をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、ただいまのご質問でございます。

悲惨な体験から災害に対する教訓を学ぶことが重要であるということで議員からご指摘であります。

そうした認識は、村としても、当然、持っております、議員おっしゃるとおりと考えております。

実行委員会、それから村の事業として先ほど申しました多くの事業を実施をしていく予定であります、具体的な内容を詰めていく中で、多くの村民の方に災害の怖さ、また、それに対する対策等を理解をいただくよう、日ごろから災害に備えた対応をいただけるように、記念事業の中で村民の方に理解をいただくような事業にしたい、そんなふうに考えております。

以上であります。

○1 番 (中塚礼次郎) これから計画が具体的に進んでいくというふうに思いますが、あら

ゆる村内の団体等にも協力を呼びかける中で、このイベントが成功裏のうちに終わるように希望いたします。

それでは2つ目の質問に移りたいと思いますが、よろしく申し上げます。

生活・通学道路の改良についてということで質問をいたします。

住民の生活を守る上で生活基盤の整備は欠かすことのできない重要な問題です。

それは中川村第5次総合計画にも盛り込まれています。

その中でも道路環境は住民の生活に直結し、安心、安心して生活できる基盤、環境を維持する面からも強い住民要望があります。

保育園の送迎、小学校の通学道路で、車が辛うじて通行できる安心とは言えない状態の道も道路もあります。生活道路の改良も、日々の生活や災害、火災や自然災害時でも、安全・安心確保のためにも必要だというふうに思います。

村としてどのように取り組んでいくのかを、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○建設水道課長 どのように道路の改良に取り組むかというご質問をいただきました。

まず、村道の状況について先に説明をさせていただきますけれども、村には1級が6路線、2級が20路線、その他が450路線の合計476路線を、今、管理をさせていただいております。

改良率で見ますと、1級が81.6%、2級は54.6%、その他においては29.6%と30%を切っているわけでありまして、まだまだ改良が進んでいるとは決して言えないような状況にあることは村としても重々に承知をしているところでございます。

さまざまな状況、財政も含めた状況の中で、今、取り組みを進めているという状況でございますけれども、国県道以外の村道の整備の方針であります、議員、言われましたとおり第5次の総合計画前期の基本計画の中にも、その大きな方針は書いてございます。

まず、優先的にどういうふうに取り組んでいるかということをご紹介させていただきますと、災害時の緊急輸送路になるような道路、それから住民の生活基盤となります村内のバス路線、それから通勤・通学道路、集落間をつなぐ連絡道路等々、重要な路線について整備を進めると、こういうふうに記載がされておまして、優先順位についても、そういう所を重点的に整備をしている状況でございます。

先ほど言いましたとおり、1級路線2級路線は比較的50%以上になっていると、こんな状況が、そのまま物語っておるのかなと、こんなふうに思います。

また、歩道でありますけれども、歩道につきましては、通学路や幹線道路で歩行者が多い箇所から優先的に整備を進めると、これも明記をされておるところでございます。なかなか、どれが数が多いのよという問題はありますが、総体に通学路として子供さんたちが多く通る道路ということで、一番は国県道が多いわけでありまして、国県道につきましても、ご承知のとおり、トンネルから北は、ちょっと今のような状況でストップをしておりますし、西を見ますと、長坂で、今、工事を県のほうでやっておりますが、あれも途中で途切れている状況ではあります。なかなか、用地の問題等々

があつて簡単にはつながらないのかなと、こういうふうに思いますが、要望としては、国県についても県のほうに要望をしているところがございます。

状況的には、そんな内容でありまして、どういうふうに、改良に取り組んでいく考えはないかということでありまして、昨年、一昨年までは、なかなか路線が、道路に手がつけられなくて本数も少なかったわけでありまして、平成22年度9路線、それから今年度は6路線ということで、過疎計画の過疎債が利くうちに、できるだけ、今、言われているように整備、未整備路線については整備を進むようにということで取り組んでいるところでありまして、村としても、一生懸命、予算を確保しながら、こういう問題については取り組んでいきたいというあらわれということでご理解をいただきたいと思ひます。

○1 番 (中塚礼次郎) 今、課長のほうから説明ありましたが、今ちょっと、一部、この次も、ちょっと質問に触れた部分もあるわけですが、23年度の道路の改良事業というのは、課長も言いましたように6路線、新たな路線改良はしないで継続の工事を早期完了を目指していくという計画になっておるわけですが、主には、その基幹村道の関係ですけれども、今後の、その工事の見通し計画というようなこと、なぜ、これを聞くかということ、最も村民の生活に直接大きくかかわってくる、その基幹の道路の改良がほぼ進んで、本当に、こう、ちょっと末端に入った生活道路という所へ、いつ手が届くかということが、私、住民の要望等から考えて、非常に気になることで、このことを、ちょっと明らかにすることも期待を持たれておりますので、その点、今後の計画ですけどね、そこが目鼻がつけば、本当に、まだ、通学道路で、もう軽トラが通れば子供は端に張りつかにゃならんような状態の所も手つかずというふうになつとつて、これは、私が小学校のころから思つとつた所が、いまだにそんな状態ということがありますので、そこら辺を、ちょっと聞かせていただきたい。

○建設水道課長 まず、今後の見通しの中で、まず23年度の改良路線について先に説明をさせていただきます。

予算のほうで本会議に上程した予算書の中に、第3表の地方債というところに、路線名、今年度の改良箇所については載せてございます。

概要のみを、したがって申し上げさせていただきますと、予定をしております6路線、7工区を予定しておりますけれども、このうち22年度からの継続の路線が北山方飯沼線ほか3路線でございます。それから、22年度に測量設計をしまして、工事はしてなくて、23年度に新たに新規着工する路線が2路線でございます。それから、23年度に測量設計を予定をしている路線が1路線でございます。合計で6路線で、7つの区域になると、こういうことでございます。

このうち複数の路線におきまして単年度では施工が困難な場所というのが多くございますので、しかしながら、議員さんおっしゃられたように、路線として早期に効果を出すためには集中して改良していく必要があるということから継続の路線が多いと、こういうふうになっております。

今年度、予定路線の翌年度以降の継続期間中に次の新たな改良路線の測量設計ので

きるようなスケジュールを進めていきたいと考えております。

それから、今、改良路線、1・2級の主要幹線が終わって、いつ、その本当の密着型の道路に移れるかということでございますが、先ほど言いましたけれども、改良率が1級で81.6%というふうに言いました。実延長の概算で、大体、1級が2万2,000mでございます。これの80%ですから、約1万8,000mくらいができていると、まだ残りがかなりありますと、こういうこととあります。それから、2級路線20路線が約2万8,500mあります。これ、約54%というふうに言いましたので、まだ1万数千mが未改良の路線であると、それから、その他路線、これは18万5,000m以上あるわけですが、これは約30%と、こういうふうになっておりまして、今年度、22年度と23年度に改良をする路線のほとんどが1・2級の路線を中心に改良をさせていただいております。

そのほかの路線で、とりあえず、歩道も、せいじゃあ、何にもできないのかと、こういう部分であります。新設改良費は、そのとおり重要基幹路線についてやっておりますけれども、どうしても必要な路線につきましては、道路維持管理費のほうの工事費、平成22年度は約2,000万円を工事費で盛っておりますし、23年度は、予算的には3,200万円ほど盛らせていただきました。このうちには、舗装復旧の部分で1,700万円ほど過疎債のソフト部分がついておりますので、実際には1,500万円ほどの部分改良等々の予算が盛ってあると、こういうことになっておりますが、この中で対応をしていく、例えば全線ができない路線の一時退避所をつくるですとか、そういうことで対応して、とりあえず、そういう進め方をしていくしかないのかな、こんなふうに思っています。

場所については、要望はたくさんありますので、それぞれ地域の皆さん方と相談をしながら、うちのほうでも検討してまいりたい、あらかじめ決まった路線があるわけではございませんけれども、そんなこととご理解をいただきたいと思ひます。

○1 番 (中塚礼次郎) ただいま課長のほうから詳しい説明がありましたので、できるだけ住民の切実な要望、それから子供の安全というようなことも考慮しながら進めていただきたいと思います。次にですけれども、第5次の総合計画の中で、地域の生活道路については住民との協働による道づくりを進めるというふうになっておるわけでありまして、道路の維持管理事業として、中川保全隊、それから、ずく出し事業により道路の維持管理がされてきています。

私の地区、中通上前沢のメイン道路も、保全隊の皆さんの一生懸命な活動によって路肩幅を示す白線を覆っておった土だとか草木がきれいに取り除かれまして、これは、もう歩道の線ではないんですけれども、子供たちは、やっぱり、その線を安心な場所ということであるいておりますので、そういった意味では、本当に、そういった物はきれいに取り除かれまして、子供たちが安心して通学できる、すばらしい道となりました。

ずく出し事業による道路の舗装工事等も各地区で毎年取り組まれてきておりますけれども、道路の拡幅改良というふうな工事は、ずく出しの事業の範囲では、なかなか

○建設水道課長 困難だというふうに、私、思うわけですが、そういった点についてはどんなように考えているかお伺いしたいんですけど。

お話がありましたとおり、その地域の生活道路を住民との協働により道づくりを進めると、これも村のほうの基本計画の中に明示をさせていただいております。その続きに「とともに山間地域の道路維持管理については、必要な支援策を検討します。」と、こんなふうにご説明をさせていただいているところであります。これは、今、言われたように、道路改良部分の話ではなくて、あくまでも道路の維持管理の話で記載をさせていただいたところでございます。その記述について、基本的に改良工事に変えていこうという話じゃなくて、今ある道路の中で維持補修をしながら長く持たせると、そういう意味では舗装もその一部に入るよと、こういうことで、本来の、そのずく出し事業のもとでありますけれども、地元施工の道路舗装ですね、それから側溝の整備、これが基本になっているところであります。

ただ、先ほどもお話がありましたとおり、なかなか村の改良が進まない、それは財政的なこともありますし、いろいろな条件もあるわけですが、そういう中で、とりあえず、すぐに地元としてもここを直したいというような場所が要求として上がってきたものを、舗装しかできないからだめだよという話も、これは、また、冷たい話で、そういう所へ、ある程度、この解釈を広げながら、なおかつ個人だけでなく地域だけじゃなくて、業者さんが手を入れてくれることもある程度認めながら、それは、補助金の話が、若干、率が下がりますが、そういうところまでも、これまで地元施工に限っていたものも広げながら、でも、みんなで先にできる場所は、とりあえず、手をつけながら改良したほうがよくないかということで、やらせていただいております。したがって、そこがベースにありますので、はなから、最初から、拡幅を地元でやらせるということを想定をした事業ではありません。ただ、事業が、安全にそのことができるのであれば、それも含めて村としても支援をしていくと、こういう考え方がありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○1 番 (中塚礼次郎) ありがとうございます。

基幹の村道の工事の計画については、先ほど課長のほうから具体的に計画等について話がありましたし、なかなか、改良率から言って、まだまだ先の道のりが遠いということでもありますけれども、お答えの中に、住民の生活を支えるためや子供たちのためには、そういったものも取り組んでいくという考えがあるということでもありますので、住民の要望にこたえられるような形で、それを計画を立てるということはなかなか難しいと思っておりますけれども、ある程度、年度の中で1路線とかいうふうな計画を取り組みながら、少しでも安心して生活できる道路環境をつくっていただきたいというふうに思います。

○議長 そんなことを希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に7番 湯澤賢一議員。

○7 番 (湯澤 賢一) 私は2点の質問を通告いたしました。

以下、通告順に質問いたします。

最初に村の東西のバランスを考えて村づくりを考えるべきだということで、村長の考えを質問いたします。

今議会に上程されました23年度の当初予算の提案説明におきまして、村長は「大きな整備計画はほぼ終了し、一応の形はできました。」としております。しかし、東地区と西地区のバランスという点からは、とりあえずチャオ周辺の整備計画が終了したということだと思います。今の経済情勢の渦中の中川村の実情を考えますと、チャオ周辺の整備ができて、とりあえず買い物ができる、商業の中核が守れたことは大変よかったと曾我村政が評価を受ける一つであることは間違いないと思っております。

一方、現実の問題として、年々高齢率が上がり、少子化が進む中で、東地区を生活の主な場とする住民にとりましては、村の整備計画がほぼ終了したということをお受けすることは到底できません。むしろ整備計画はこれからだと考えます。

このことについて、つまり、チャオ周辺を中心とした大きな整備計画はほぼ終了したということと東地区の整備はこれからだという東地区住民の思いについて、村長はどのように考えていますか。質問いたします。

○村 長 来年度予算の説明のところで、確か申し上げた、開会あいさつじゃなくて来年度予算のほうで申し上げたのではなかったというふうに思っておりますけれども、整備が一段落というふうに申し上げたのは、あくまでも、その内発的発展のために村民の皆さんがやる気を出して活躍をしていただく舞台についての整備については一段落したと、したがって、これからは、それぞれのいろんな思いだとか計画とか、取り組みをしようという村民の皆さんの個々の取り組みをバックアップしていくような、それぞれについての応援をしていかななくてはいけないのかなというふうな、そういうふうな意味で申し上げましたので、生活基盤全般的な、村のもろもろ、全体的なところで基盤が完成したというようなことを申し上げたわけではございません。

それで、確かに、今、おっしゃったとおり、前の前の前のその村長さんのときも、チャオ周辺と望岳荘をというふうな形で申し上げておきまして、にぎわい系の施設については、今、西のほうが多いところはあるのかなというふうな、多いというよりも、にぎわい系としては西のほうを中心になっている部分があるかと思っております。

ただし、東のほうはですね、この役場、議会もございまして、保健センターとか、社協とか、いわゆり荘とか、高齢者憩いの家とか、望岳荘とか、もろもろ、何と申しますか、福祉系といえますか、村民の皆さんのいやしの施設といえますか、そういうものについては逆に東のほうが多いところはあるのかなというふうに思っております。

それで、にぎわい系のことですと、中川村という、そのサイズの中で、どちらが栄えている云々というよりも、やっぱり、もう少し大きく広く、上伊那、下伊那にまたがった、そういうマーケットサイズの中で、あるいは東京からも人を呼ぼうとか、名古屋からも人を呼ぼう、大阪からも人と呼ぼうというような、そんな形の中でですね、魅力づくりみたいなことをしていく必要があるのかなというふうなことを

思っています。

だから、とりあえず、今の段階、分散させるよりも集中のほうが、効果は村全体に、西だけに効果があるっていうんじゃないくて、そこをうまく、とりあえず利用していただくことによって村全体にメリットがあるようなことに、分散させるよりは、そのほうが広い効果が生み出せるというふうに思っています。

それと、そのにぎわい系のことで言うそうですね、こちらの都合だけで、ここにしよう、あそこにしようと言っている、なかなかうまくいかないところがあって、周辺環境、特に交通、道路とかですね、そういう事情の中でですね、利点のある、地の利のある場所というふうなところというのが発生してくるのではないかなというふうに思っています。そういうふうにするんですね、今、県のほうにお願いをしております竜東線というので要望をしておるところですけども、竜東線というものが、北組から、さらに飯沼、そしてまた飯島町の本郷のほうにつながってくるというふうな形になってきたときにですね、そのときには、人々の——人々というか、車とか人の流れというものも変わってくるのかなというふうなことを思っていて、そういったときに、今でも、かなり竜東線っていうのは、単なる通過のバイパス的な使われ方をしている車は結構いるのかなというふうな気がしておるところなんですけども、もし、そうなってきたときに、今のチャオをパスしてですね、中川村を竜東線を通して通り抜けていくばかりになってしまうというふうなことは困ったもんですし、そうならないためには、チャオ周辺をさらに魅力も出さなくてはいけないだろうし、それから、また、竜東線のほうにもですね、立ち寄っていただけるような魅力というものをつくっていかなくてはいけないのかなというふうなことは思っています。

だから、そういう、その辺の全体的な周りの環境っていうか、状況とうまくマッチングさせながらいかないといけないのかなというふうなことを思っておって、そのにぎわいをすぐに東のほうに集中的につくれというのは、多少難しいというか、無理があるのかなというふうに思っておりますし、そんなに大きな村ではありませんので、望岳荘という拠点もあるし、これから桜の時期、大草城址公園にもたくさんの人が見える、それから、お話が出たアンフォルメルとか、美里の桜とかですね、陣馬形とか、たくさん魅力が東側にはあるので、それをうまく利用するようなことも考えていただきたいし、チャオ周辺のにぎわいを東の住民の方々がうまく利用するっていうこともあり得ることだと思うので、上手に、こう、お互いに引っ張り合って助け合ってやっていければいいのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○7 番 (湯澤 賢一) 確かに分散させないで集中させていくというふうなこと、そうしたことで魅力をつくっていく、あるいは村全体を、こういう村、魅力的なものにしていくということで、全村の人々の生活をよくしていこうというふうな考えは、ある程度、納得できるところでございますけれども、ちょっと視点を変えて質問させていただきますが、村の第5次総合計画の巻末にあります資料として住民意識調査の抜粋が掲載されております。その中に「これからも住みたいか」という設問があります。

全体として「ずっと住みたい」という回答が61%と圧倒的に多いわけですが、50代で、できれば村外へ移りたい、移り住みたいという人が比較的多く、村では、その背景を把握する必要があると、そのように記述しております。このこと、ちょっと後の質問に少し関係しますのでお答え願いたいんですが、できれば村外へ移り住みたい人が50代で比較的多い、その背景は、村ではどのように考えておりますか。

○村 長 直接、それについての追加のアンケート等々はとっておらないところがございますけども、一つには、これ、一番の、家族のこととか仕事のこととか、責任の重たい世代というような中で、これから担っていく、農地も守っていくとか、あるいは自分自身の体のこととか、そういうふうなことを考えていったときに、やっぱり、こう、体力もちょっと続きにくいなというふうなことで、衰えを、私自身もそうですけども、考える、感じるような年代になってきたときの、その何というか、それまでの、ここで頑張っていくぞという気持ちが、一瞬、ふと気が緩むというか、弱気になるような年代なのかもしれないなというふうなことは感じます。

○7 番 (湯澤 賢一) 恐らく、そういうこともあるかと思いますが、私の近所の知り合いが50代で駒ヶ根へ転出しました。理由は、年をとっても買い物ができる場所、おれがいなくなっても家内が買い物に困らない場所に今のうちに移りたいと、動ける今しかチャンスがないというふうなことを言っておられました。

先ほど3番議員が取り上げておりましたが、買い物弱者という言葉がマスコミで取り上げられるようになりました。現代の社会の中で、さまざまな弱者が生まれておりますが、買い物弱者は商店街を破壊するような政治のあり方の被害者であります。大店法などの規制を取り払い、大型店の無制限の進出を許して、一時的には消費者も都会にしかないと思ってきた大型店の出店による、その便利性を喜びましたが、その結果として地方の商店街が破壊され、壊滅状態になり、買い物弱者を生み出して、住民の生活に大きな不利益をもたらしております。それは農山村が疲弊した原因の一つであります。そのことは、前回の12月の定例会での私の一般質問、自営業者とベーシック・インカムについての質問で述べましたし、商業に携わる自営業者の窮状については、ここではあえて申し上げませんが、谷合いの奥深くまで高齢化率の高い集落の点在する東地区に対して、例えば、本当に切実な問題として、今後どのような対策というか、整備計画が立てられるのか質問します。

○村 長 あの、先ほどの買い物のおきに若干触れなかった話としては、村内巡回バス、あるいはデマンドタクシーというふうなものもございます。いつでも都会のように10分も待てば来るというふうな形での運行はできませんけれども、利用していただいている方は、結構遠い所の方でも利用していただいで、上手に使っていただいている方も、高齢者の方でもいらっしゃいます。まだまだ、その辺の使い方について、よくわからないという方がいらっしゃるので、上手に使っていただけるような周知といいますか、そういうことも図っていかなくてはいけないと、そういう形で、その宅配ばかりでなくて、やっぱりちょっと、あの、服を、カーディガンを着がえて、ちょっとおしゃれ——おしゃれというほどでもないけれど、ちょっと着がえて出てくるということも、

高齢者にとっては生活のめり張りになって、お友達と話をしたり、きょうはこっちのほうがいい、こっちのほうがいいとかいうふうなことで品物を選んだりするような楽しみってことも大事なかなと思いますので、そういう形で、あの、足というものの確保ということは大事なことかなというふうに思っています。それがなかなかしんどい状況の方については、ざっと調べたところ、村内で9店、もっとあるかもしれませんが、9店のお店の方々が、配達というか、そういうふうなことをされているので、そういうのをうまく使っていただきながら、長く安心して暮らしていただけるようにしていかなければいけないというふうに思います。

先ほど駒ヶ根に移った方のお話を聞いていると、買い物もだろうし、それから、特に医療だとか、そういう問題について、なかなか自分で車が運転できなくなるようなことを考えると、いろいろ不安に思っていくと、いろいろ心配なことがいっぱい出てくるという状況があるだろうなというふうに思っています。なかなか何でもかんでもすべてバラ色というふうにはいきませんが、医療についても、中川村でも必要な医療が得られるようなことも考えていかななくてはいけないと思いますし、2カ所の診療所、大変頑張っていていただいているし、歯科のほうもあるし、いろんな皆さんが支えていただいって、そんなふうな形で、みんなで、地域の中で、歳をとってもそこそこ安心して暮らせるっていうふうな、慣れ親しんだ所にいたいなと、いられるなと思われるようなことを努力していかななくてはいけないと思っております。

○7 番 (湯澤賢 一) 本当に何でもかんでもというわけにはいかないし、いろんな不便な部分もある中で、少しでもよくしながら生活していきたいと、中川村は条件がそんなに悪いわけではありませぬので、いろいろ考えていきたいと思っておりますが、また、もう一つ視点を変えて、何もすることがないというわけではなくて、例えば、人の住まなくなった家が目立ちますと、過疎化の進んだ地域では、だれもが空き家利用を考えています。全国的にそんなふうになっていると思います。空き家バンクとして登録していただいて、住宅対策に利用して、利用させてもらうという案も広く行われております。村でも、中川村でも空き家の修繕費用の一部を補助するという制度を用意しております。便利に使用されている空き家もあります。しかしながら、空き家を利用可能として、バンク的に登録されることは大変少ないという現実があります。中川村ばかりではありません。昨年度、視察しました。京都の伊根町へ行きましたが、伝統的建造物群ということで見に行ったのですが、そこでも町長さんがおっしゃられたのは、空き家はいっぱいあるけれども、なかなか貸していただけないというようなことを言っておりました。そうした傾向は、どこでもそうだと思います。空き家を物置として利用するというふうな家主側のいろんな事情があると思いますが、現実には、空き家の10%くらいがいただける家なんではないかなあと、このように思います。だとすると、これは自分のかんがえですが、空き家を利用するポイントは、家主の倉庫を確保して空き家が利用できるようにする。そこが一つのクリアする問題ではないか。つまり、新築されて使わなくなった家に置いてある荷物を入れる倉庫を行政が確保する、あるいは、そういうふうなことが、空き家を活用することができる一つの方策何では

○村 長

ないかと、ひとつの提案として考えるわけですが、そのことを含めて、空き家の現状と今後どのように考えているか質問いたします。

空き家の活用というふうなことについては、前から登録をいただいて、まあ、実際に空き家はないですかという、定年を迎えたくらいの年齢の方とか、そういう方々は結構お金もあって、中川村の中でおうちを建てるというふうな方も結構多いわけですが、やっぱり小学校くらいの子供がいらっしゃるような若夫婦というような方もちよくちよく役場に来られて「空き家を、空き民家みたいなものを紹介してもらえませんか。」というふうな形で、よくおいでになります。それで、今おっしゃったような状況の話をしてですね、まあ熱心にいろいろさがし言った中ですね、うまくいろんな条件にかなう、何とかここだったらというふうな形で住み始めてくださった方も結構いらっしゃって、大変なりがいなことだというふうに思っていますけれども、実際にはたくさんある空き家が、おっしゃるとおり十分には活用されていない状況がございます。で、おっしゃるとおり荷物をこっち側に預ければいいんじゃないかということも、私も思ったりしたんですが、ただ、こちらに残っている方々は、この地域の中で担い手として地域を支えてくれる人が本当に入ってきてくれたらおかげだという気持ちがあるわけなんですけれども、ここを離れてしまって、どこか都会に住んでらっしゃる方にとっては、その辺の切実さを共有できていなくて、で、多分、おうちを貸してもですね、さほどの、その都会に住んでいる人からすると、家賃収入というふうな形にはなかなかならない、それだったら、その、全然知らない人が住んで、荷物出したりとか、使うときには空けていってくれなかったりしたら困るというふうなことで、どうしても、なかなか自分が面倒くさい思いをしても地域のために人を入れられるようにしてあげようというふうな話になっていかないというふうに思っています。多分、ネックは、その荷物置き場があれば片づくというふうな感じではないのかなというふうに思っているところです。そうは言いながら、いろいろと補助なんかも利用していただいて、補助制度を利用していただいたのは2件の実績しかまだなくて、今、もう1件がお話を詰めている状況の話があります。それは、役場に登録してもらった空き民家に人が入るときにということなので、役場を通さずに勝手に個人的に話をつけて住まれた方も結構いらっしゃるというふうに、私が知っているだけでも結構いらっしゃるので、そういう利用はあるんですけども、それで、地域の後継者の方がなかなかいらっしゃらなくて、地区によっては共同作業がしんどくなっているとか、お祭りがなかなか続けていけないような、続けにくいような負担になっているというふうなところもあって、そういうところは、何とか、入りたい人がいるわけだから、そういう人が入れるような仕組みをつくっていかねばいけないということを思っています。でも、あちこちそういう地区の方々に話をしている機会があるときに話をしているんですけど、それは、思っているのは、単に人が入るだけじゃなくて、地区のほうでも自分たちの仲間として受け入れる必要があるというふうに思っていますので、まず、地区の方が総意として、そういうだれか新しく地区を支えてくれる人が入ってほしいということで手を挙げていただいて、手を挙げて、こういう地区がこういう人を募集

しているよということで、村として広く呼びかけて、それで手を挙げてくれた若夫婦とか、そういう人に地区と面談をしてもらって、地区の仕組みだとか、お祭りはこうやっているとか、地区作業はこうだとか、地区費はこうだとか、役、ちゃんと地区に入って一緒に頑張ってくれるかとか、そんなお話をして、話がまとまったのであればですね、何らかの形でその地区の中に場所を見つけて住めるようなことについて、村としてもバックアップをしていくとふうなことをやればいいのかと、空き民家が、どうも、それに頼っていると、なかなか先に進まないのかなというふうな思いがしています。

そんなふうなことで思っているわけなんですけども、いろんな方に話したんですけど、「なかなか、その話、おもしろいなあ。」と、「それはいいじゃないか。」っていう話にはなるんですが、そこから先へ余り広がっていかないので、地区からも要望とかっていう形でも出てこないで、今のところ、私一人の思いつきのレベルでしかないで、もし本気でそういうようなご要望がありましたら、地区からも声をかけていただくと私も動きやすいってところはあるんですけども、何か、その空き民家に頼らずに、何か、こう、住みたい人はいるので、それを受け入れる方策みたいなことを考えていくべきかなというふうに思っています。

○7 番 (湯澤 賢一) その件——その件って言うのおかしいですが、そのことで、以前にどこかの機会に村長にその話を聞いたことがあって、例えば、若者住宅を集合住宅としてつくるのではなくて、高齢化して草刈りなんかができにくくなった集落に2軒とか3軒とかの住宅をつくる、若者住宅をつくる、そして、地区の行う、先ほど言われたような地区の人たちの話し合いをして住んでいただいて、地区の行う作業とかお祭りとか草刈りなんかなにも参加してもらおうというふうな案を聞いたことがあります。私は、大変すぐれた案だと思っておりましたが、ただ単に住む場所をつくるだけではなくて、地域にとってもよくて、それから、雇用政策にもなって、人口増を図ることでもできる、場合によっては少子化対策もできるような、とてもいい案だなと思ったんですが、なかなか、それが進んでこないというふうに、ああ、これ、こういうふうにやるのかなと思ったけど、進んでこないという、その理由につきまして、何か問題があるのか、例えば地区から要望が出ないからできないのか、要望が出れば、そういう形もできるのか、あるいは法的な規制があるのか、その辺はどのようなことでしょうか。

○議 長 7番議員、ちょっと要旨をまとめて質問事項に合わせて質問をお願いします。

○7 番 (湯澤 賢一) すみません。

じゃあ、ちょっと変えます。

村の基本計画によりますと、村の人口、目標5,000人としておりますが、やはり、先ほど申しましたように、この5,000人という維持は、とても何年後には難しいかと思っておりますが、やはり、このことは、この人口を維持していくということは、恐らく東地区の、何と申しますか、発展というか、東地区がこのかぎを握っているのかなと、東地区が頑張る——頑張るといえるのはおかしいですが、そこで、ある施策の中で発展していく、人口も増えていくということがとても大事だと思っておりますが、そのことを、

ちょっと、今、言いたくて、その話になっちゃっておりますけれども、あるいは、土地なんかも、ぜひ、例えば東地区である土地なんかで売りたいがっている人も大勢おりますので、そうした形の土地なんかを、空き家対策と同じように村が、こう、マップ化していく、あるいはデータ化していく、あるいはバンク化していくとふうなことは、可能性がありますでしょうか。

○村 長 先ほど申し上げた、まだ私の——私のっていうか、ちょっとしたアイデアのレベルでしかない制度ですけども、それをどういうふうにしていくか、今、議員のおっしゃったような若者住宅みたいな方式というのは、最近、前はそう言っていましたけど、最近は賃貸よりも、しっかり住んでいただくほうがね、賃貸で、こう、しばらくのあるよりも、もっとどっぷりとそこに根をおろしてもらってという住み方のほうがいいのかってようなことも思っておったりするし、そういった中で、制度的に、考えていることも、その仕組みもですね、まだまだしっかりと揉んでいないので、もし、そういう要望が、強い要望があって、本気で考えるっていうことになってきたら、いろんな方策で、その土地のこととかも、土地開発公社が何かうまい形でかめるのかもしれないし、いろんなことを考えながら、制度的にも村にとっても無理がなくて、入る人にもありがたくて、地域としてもいいなというようなことの制度ができればいいなと思っております。

ただ、土地とかも、本当にいろいろと、いろんな可能性があると思うし、ご提案といたしますか、アイデアをいただければありがたいなというふうに思います。

○7 番 (湯澤 賢一) 先ほども申しました。たくさん、東地区の、今後、施策っていうか、整備には、いろんな問題があるかと思えます。先ほど言ったにぎわいばかりではなく、人が住む場所としての施策というか、そうしたことを考えていく必要があるんじゃないかと、そのように思います。

本当に人口が増えるというふうなことが、地域が抱えるたくさんの問題を解決することにもなると思います。

今後、東地区の整備計画も政策の中に積極的に取り入れていただいて進めていただきたいとお願いいたします。次の質問に移ります。

中川村に残されました農耕勤務隊の記録を後世に残して、歴史的資料として積極的な活用をすべきだと考えますが、村長の考えを質問いたします。

今年の元旦の日付の信濃毎日新聞に農耕勤務隊のことが記事として大きく掲載されました。太平洋戦争末期の1945年に朝鮮で徴兵され、欠乏する食料と燃料のためのサツマイモを栽培したり材木を伐採したり、日本の開墾に携わった朝鮮人部隊のことであります。長野県内には10カ所に3,000人配属されましたが、そのうちの1カ所が中川村、当時、片桐村の横前及び針ヶ平でありました。

この農耕勤務隊は、1945年の4月までから終戦までの4カ月間ほどと期間も短く、終戦後、書類は軍の命令により焼却されたために記録としてほとんど残っておりませんし、しかし、中川村には、ほんのわずかですが、ほかの兵事関係の書類とともに記録が残されております。民俗資料館に残されております。

また、語り継ぐ記録としては、昭和の初めから10年前後生まれの方々には明瞭に記憶されております。しかし、それから少し後の終戦間際の生まれの者には、この村で生まれ育ったものにとっても、はるかな昔の物語であります。

そのことを、つまり、農耕勤務隊のことを村長は何かの機会にでも聞いたことがありますか。あれば、どのような感想を持たれたか質問いたします。

○村長 このたび湯澤さんからお聞きしたのが、このたびというか、先にお聞きしたのが、しっかりお聞きした初めてのことでございます。

それと、その方々が、どういう経緯、どういういきさつというか、手続というか、理由、根拠で中川村に来られることになったのか、そしてまた、こちらでどのような状況、労働環境といたしますか、そういう形で仕事をされたのか、そして、その後、どういうふう、どちらにどういうふうに行かれたのか等々のことを知ってというふうなことは、すごく大変重要なことだと思うし、これから、現代、過去のこととしてではなく、現代と、それから未来の日本と近隣諸国との間の関係を築いていくためにも大変大事なことだなというふうに思います。

○7番 (湯澤 賢一) この農耕勤務隊は、日本の太平洋戦争にまつわる昭和史の中の暗い出来事だと思っておりましたが、直接、我が村に関連する出来事であることを知って、私もショックを受けました。

現在、青山学院大学の雨宮名誉教授が農耕勤務隊のことを調べております。中川村にも数回来られて、聞き取り調査をされております。

14歳～18歳くらいまでの、まだ子供の面影がある少年たち、過酷でつらい仕事に耐えかねて逃げ出すと、住民に出撃命令が出され、竹やりを持って搜索したとのこと、逃げて簡単につかまって、柱にしばりつけられ、銃の台じりで殴られるなどのきつい処罰、制裁があったとの証言も聞きました。

私に語ってくれた方は、村の方ですが、その様子が、65年経過した今でも、きのうのように明瞭に思い出せて、心が傷むそうであります。

そうしたことも、ぜひ村の歴史として子供たちに伝えてほしいと雨宮教授も言っておられます。

平成17年に発行された村誌の近代・現代編には中川村駐屯部隊として7行ほどの記事として農耕勤務隊が掲載されておりますが、このまま時間とともに農耕勤務隊のことが忘れ去られることがないように、村の歴史として、また、平和教育の一環として子供たちに伝えてほしいと思っておりますが、教育委員会では、このことについてどのように考えるかお聞きいたします。

○教育長 ただいまお話いただきました資料関係につきましても、お話いただいたようなところかと思っております。村誌の近・現代編にありますし、その前の片桐村誌の801ページ～802ページについても、ほぼ同様に記述がなされております。

また、この関係で少し調べた部分でありますけれども、伊那路という上伊那を中心とした郷土誌があるわけですが、その昨年の8月号に農耕隊にかかわって村内の方が寄稿をされております。そんなのも参考になるかなあというふうに思います。

今、お尋ねをいただきました活用の関係ですけれども、既に村の図書館のほうで計画をしております。毎年行われております平和企画というのがあるわけですけれども、その中で「戦争体験を語り継ぐ」というような内容のことで、戦争にかかわるさまざまな体験、その中には農耕隊のことも含まれるだろうというふうに思っておりますけれども、そういった経験・体験談を村内の何人かの方に語っていただくということを企画をしつつあるところであります。具体的なことはこれからでありますけれども、7月23日、土曜日に予定をされております。あわせて、それにかかわるような資料等も展示していきたいというふうに思っています。

子供たちのほうにも、そういったPRといたしますか、宣伝をいたしまして、村民の子供から大人まで大勢の方が集まってもらえるような場にできればというふうに考えております。

以上です。

○7番 (湯澤 賢一) 雨宮教授のこの労作が今年の5月20日に自費出版されるそうであり

ます。韓国人が日本人に対して腹に据えかねたときに、「ウエヌム」という呼ぶ言葉があるそうであります。「ウエヌム」とは、アメリカ人が「ジャップ」って言ったり、あるいは、それ以上のひどい言葉で「倭のやつら」っていうふうな意味が入っているらしい、「倭のやつら」、「倭」とは倭寇のことです。海賊名というふうな感じらしいです。戦後65年を経過した今、日本人が、なぜそのような呼ばれ方をしてしまうのか、歴史的背景を正しく知り、その上で理解を深めることで真の近隣の友好関係を築くことができます。

子供たちが成長して、これからは、私たち以上に国際的な社会でいていくこととなります。そうした大きな舞台へ立ったときに、中川村の子供たちが知らないで恥をかくことのないようお願いし、できましたら、再度、農耕隊勤務と平和に対する村長の感想をお尋ねいたしまして、私の質問を終わります。

○村長 歴史観というのは、本当にいろんな方がいろんな歴史の見方を思っていて、それが、何ていうか、自分のほうが正しいというふうなふうに思っている方々が、なかなか多いというふうな状況がありますけれども、そういう中でですね、いろんな、お互いにそれをぶつけ合ってますね、本当のところ——本当のところっていうか、本当のところの一つではなくて、いろんな出来事があったでしょうし、そういったものを本当に重層的に深くとらえて共有していくというふうなことが大事だろうなというふうに思っています。

私、あんまり関係ないかもしれませんが、私自身、対馬で生まれ育ちましたから、そちらのほうで蔵の中からハンダの書いたわら半紙というか、和紙みたいなものがいっぱい出てきたりってようなこともあったりもしたし、あのころの歴史を振り返るとですね、本当に、倭寇というふうな形で半島のほうに攻め込んだこともあるし、逆に、また、対馬の人が韓国の王朝から何か役職名を、どうも、その倭寇の親玉がもらったらしいというふうな話もあるんですけども、役割を授かったりというふ

うなことがあったりとか、本当にいろいろと、いろんなかかわりが歴史の中ではあったらう——あったようだなというふうに思います。

私が育った関西のほうでは、結構、差別的な言葉というものが耳にすることも多かったですし、いろんな言葉が、ことが本当にあった、そういうふうなこと、何ていうかな、重ね合わせて深く認識し合うことが大事ななというふうに思います。

○議 長 これです湯澤賢一議員の一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時といたします。  
[午後2時50分 休憩]  
[午後3時00分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。  
次に、6番 大原孝芳議員。

○6 番 (大原 孝芳) 私は、2問、質問をします。  
まず、「日本で最も美しい村」連合の加盟に係る今後の取り組みについて」という  
題で質問したいと思います。

まず、副題として、行政として取り組みを、どのように、これからされていくかという  
ことについてお聞きしたいと思います。

「日本で最も美しい村」連合には平成20年度に加盟され、今日に至っているという  
ことでございます。

また、今までの、最近の活動でございますが、フォトコンテスト等を行ったり、また、  
最近ではかんでんばあたりで本が出版されまして、大鹿村と併合で、その本の  
記念のパネル展等が行われまして、非常に盛り上がりが見られると思っております。

また、私も、去年、白川郷においてイベントがございまして、そこに参加させて  
いただきました。そこには、全国から加盟されている市長の皆さん、また関係者が集  
まりまして、大きな大会が開かれました。非常に高い理念と志、見識を持たれた方が集  
まり、これは非常に全国でも珍しく、また素晴らしい連合だと感銘いたしました。

村長も、いち早くそこに目をつけられて入ったということは、中川村にとっても非  
常に大きな財産であると考えています。

まず、今回、23年度の予算に計上されました予算の金額、また内容につきましては、  
予算書を見ますと、旅費として費用弁償、普通旅費、また印刷製本費、名刺の台紙印  
刷、それから連合年会費というような項目で計上されています。この予算書を見る  
だけでは、これから、この一年間、23年度、どのような活動をしていくかといった、  
金額も、そんなに大きな金額ではないんですけど、どのような活動をされるかという  
のは、私ではちょっと読み取れないもんですから、ちょっと、そこら辺をお聞きし  
たいと思います。

また、先進地であります大鹿村については、先日もちょっと連絡をとらせていた  
だきました。大鹿村でも、ここにちょっと書きましたけど、景観条例をつくりたいと、  
そういうことで、3月議会に大鹿村村議会でもこのことが議題に上がるそうでござ  
います。

そういったことも踏まえて、この予算を持ちながら、中川村では美しい村連合に対  
してどのような取り組みをするかということについて、まず、お聞きをしたいと思  
います。

○村 長 「日本で最も美しい村」連合につきましては、今、理念とかもすばらしいという  
ふうなお話だったんですけども、本当に小さな町村、美瑛町の町長さんが、どうい  
うふうにして美瑛を今後も長らくすばらしい町であり続けるかっていうふうなこ  
とで随分悩まれた中で、カルビーの会長さんから「ヨーロッパでは、こういうのも  
あるよ。」っていうなところを聞いて、それで始まったというふうなことなんです  
けども、小さな町村が、その持っている、その可能性とか魅力とかいうものを  
大事にすることによって、そして、それを大事にする、保存するだけじゃなくて、  
それを上手に外の皆さんに提供することによって、経済的にも回り、後継者も  
残れて、そのことによって美しさがもっともっと大切にされて受け継がれて  
いくというような、そういうふうなことはできないのかなっていうふうな、そ  
ういふような思想に基づく運動です。したがって、今までちよくちよく申し  
上げてきましたが、私の言っている内発的発展とかっていうふうなことと、本  
当に考え方は一緒だなというふうに思っております、ですから、これまでや  
ってきました例えば農産加工所のこととか、それから、今、取り組んでいる  
坂戸橋の周辺整備とかですね、そういったことも、ある意味、広い意味で言  
えば、美しい村連合の趣旨にかなった活動だなという、事業だなというふう  
に思っています。

とはいえ、余り広げてもあれなんで、直接、その美しい村連合にかかわる事業  
としてはですね、一つには、それこそ、その連合が取り組んでいることに乗  
っかっていくとか、一緒にそれに参加してやっていくというふうなことがござ  
います。今、お話に出たようなフォトコンテストっていうのは、連合のほうも  
やっておりますので、例えば、それなんかでも、前は全部で847点の応募  
があったうちの64点が中川村を題材にしていたというふうなことでござ  
います。そのときには33の町村と地区があったんですけども、一番多かった  
のが美瑛町、その次が、今、お話に出た世界遺産の白川村、3番目が、先  
ほどお話に出た京都の伊根町、その次が中川村だったんですね。4番目に、  
33の町村、地区のうち4番目に多い応募点数があった。それだけ写真家の  
皆さん方には魅力があるのかなというふうなことで、つまり美しいのかな  
というふうなことで、大変自信を深めたんですけども、そういうフォトコン  
テスト等々の活動に参加していく、また、連合としては、いろんなイベ  
ントや、いろんな所です、ブースをとって、そこでそれぞれの町村、地区  
の特産品、名産とか、あるいはパンフレットとか、そういう物を上手に  
発信していくというふうなことについても、レギュラーというわけじゃ  
ないですけども、いろんな機会をとらえて、割と頻りにやっていた  
いただいと、そこに中川村に適切なものについては乗っかっていくとい  
うふうなことをしていきたいというふうに思っています。

それから、もう一つは、先ほどもちょっと申し上げましたけども、中川村を誘  
うていただいた先輩であるところの大鹿村さんとうまく連携をして、情報  
発信もできるだ

ろうし、あるいは訪れて来てくれた方に、大鹿村のついでに中川にも寄ってもらうとか、中川のついでに大鹿による方は、どっちかっていうと中川のほうが得することのほうが多いというふうに思いますけども、とにかく連携をして情報発信をさせていただくというようなことが一つかなというふうに思っています。

今、お話があったように、かんでんばばのギャラリーで、今、飯田のほうのおさひめ書房さんが出してくださった写真集の写真展示っていうのをかんでんばばのギャラリーで展示をしておりますし、大鹿村さんは、何か切り絵等々で大鹿の、その四季折々の切り絵の物なんかかんでんばばのギャラリーで展示をしたりっていうようなことも計画があるみたいで、今後もあわせた形で相乗りをさせていただいて、展示みたいなこともできたりすればありがたいなというふうに思っています。

それから、先ほどもちょっと申し上げた県内の7町村、あるいは南部のほうの4つの町村、地区で、南木曾と開田と大鹿と中川、あるいは県内全部で何らかの形で、あわせて情報発信するとか、あわせてお客さんと呼び込むとかですね、そんなふうなことを取り組んでいたらおもしろいなというふうに思っています。

それから、村単独としては、今までそぞろ歩きというようなものを出してはいたけども、それが一巡をしたというふうなことで、それにちょっと新たな視点も加えながら、美しい村という視点での、その後継した企画、印刷物みたいなものを考えておりますし、それから、一番大事な美しい村づくり協議会というふうなものを、村内の皆さん方、お声かけをして立ち上げて、美しい村に加盟した中で、どういう取り組みをしていくべきなのかというところをご検討いただいて、ご提案をいただきたいなというふうなことも思っています。

それからまた、今、議員もおっしゃいました景観条例が、景観条例というところまでいくと、結構、縛りが厳しくなるので、条例になるのか住民協定という形になるのかわかりませんが、これについては、前も議会でお尋ねをいただいて、確か任期中にそういうものを実現したいなというふうなことを申し上げたというふうに思っています。いろいろと、そういうものの必要性というふうなことも感じて、私個人も感じておるところですけども、住民の皆さん方からも、そういう意見をいただくこともあるし、今の景観を守るために何が問題かというところは、いろいろ、それぞれ気になっている部分、景観をちょっと損なっているというふうに気にしているものについてはですね、それぞれ人によって違うのかもしれないというふうなところもあるので、実際に詰めていくと、いろんな意見が分かれるところがあるのかもしれませんが、そんなふうなことをやっていかなくはいけないなというふうに考えているところでございます。

○6 番 (大原 孝芳) 景観条例つつうか、住民協定みたいなことについては、大鹿さんが、今回、お聞きしましたところ、加盟している市町村がですね、まだ、あんまりたくさんじゃなくて、まだ先発であるっていうような話、聞きまして、今までの景観条例っていうのは、とかく、何ていうか、型にはまった条例が多くて、看板の大きさを何センチにしましょうとか、そういうのが多かったと思うんですけど、やっぱり、地域、

地域で、みんな異なった文化を持っているもんですから、そういう面で、非常に、私、どのようなものができるか非常に期待してしまっていて、ぜひ、中川村でも、それを参考にさせていただいて、やっていくことがベターじゃないかなと思って考えていますので、今の村長のお話ですと、前向きに取り組んでいただけるということで、いいことじゃないかと思っています。

それから、今、少し前も話していたんですけど、次の副題の②のほうに、もうなってしまうんですけど、住民の皆さんが、多分、今、名刺に台紙をいただいたり、また、サポーターとして加入してお金を払っていただいて、商品開発とか、また商売に使っていただく方もいらっしゃるんですけど、その住民の皆さん、それ以外の方々たちが、どのくらい、その美しい村連合に対しての思いがあるとかですかね、そういったものがなかなか把握できないんじゃないかなと思います。

そうした中で、たまたま、私も初めて、去年、白川郷へお邪魔したときに、現地に行っていて、実際に入っている方とか、交流をさせていただいて初めて、その美しい村連合っていうものの意味がわかった——わかったというか、認識を深めたということでございますので、ましてや、村民の皆さんは、美しい村連合っていうのはどういうものかということ、本当に自分の問題としてとらえるには、なかなか時間がかかるんじゃないかなと思っていて、そうするには、なるべく遠くへ、多分、今年、今年度もあると思うんですけど、そういった集まる機会があるんですけど、なかなか村民の方も多くは行けないと思います。そうしたときに、今、村長は協議会みたいなものを持っていったらどうかっていうような話もありましたが、ぜひ、中川村の中で、美しい村、中川村を美しい村と認識するにはどういうことが必要であるとか、そういった知識をですね、深めるために、何か予算を大きく持ってやる、なくても結構なんですけど、先進地の話をお聞きしたり、また、イベントを打っていただいて、その美しい村ということは、ハードもソフトもありますけど、そういう意味で啓蒙的なイベントっていうか活動ができないものかと、そんなことを常々考えます。そして、副題のほうに村民の自発的取り組みの可能性についてということでも質問させていただきました。

それから、私は、ちょっと農業委員会と一緒に世話になっていますので、今月、農地パトロールがございまして。中川村は陣馬形から見た風景とか坂戸橋とかアンフォルメル、そういうのは見て素晴らしいんですけど、例えば農地に、例えば、私も車で走っていると、例えば肥料袋が散乱していたり、それから、最近、少なくなりましたが、廃車になった車を倉庫がわりに使っていたり、それから、使わなくなったパイプハウスがあったり、そういった農業に関する農地の風景っていうんですかね、そういったものをどのようにとらえるか、さっき、村長は、その美しいという感覚的に皆さんが違っているんですけど、そういったものをどういうふうにとらえるかっていうこともございまして、農業委員会は土地の活用を見て回るんですけど、そういった、何ちゅうんですかね、余りにも周りに少し美観を損ねるような物があれば、それも、多分、指導されると思いますので、そういった面で、また報告が出てきますが、

そういった、農業、美瑛町なんかは、すごい、農地が全体が、もう美しい景観を保っているわけですね、だから、中川村も、アルプスもきれいなんですけど、農地もそれなりに美観を呈していると、そういった面で認識を共有したいと、そういうことは大事だと思いますが、例えば、ブルーシートってございますよね、よく、みんな安易に使っているんですけど、そういったものが、農地とか、あるいはほかの部分に使っているだけ、そういった物を違う色のシートに変えたりして、少し景観を保っていくとか、そういったときに、補助を出して、ブルーシートから、もう少し違う、茶色の物がいいのか、あるいはもう少し乳白色の物がいいとか、そういったことにお金を出してでも、そういった方向へ進めていくとか、そういうような、私は、ことが大事だと思うんですけど、そこら辺について、ちょっと突然の、通告に具体的なこと書いてありませんので、答えられるかどうかちょっとわからないんですけど、そういったことってというのは、実は、白川郷さんがそれをやっています、青いシートをやめようということで、補助金っていうか、そういう指導をしているそうなんですけど、そういったことが、予算絡むとか、そういうことなんですけど、例えば、農業の農地にそういう物があるときに、指導をして、それを強制的に何とかしなさいとはなかなかできないんですけど、そういった指導をですね、行政的にやっていけるかどうかという、そこら辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

○村長 いろんな、いろいろなことに触れていただきましたけども、まず、その美観運動的なことと言えば、村民の皆さん、例えば各地区ごとにですね、草刈りですとか、それから河川の清掃だとか、老人クラブの方が道のわきにお花を植えていただいたりとかですね、本当にさまざまな活動をしていただいて感謝をしているところでございます。

そういうふうな形で、まず美観を守る美観運動というふうなところも非常に大事なことだし、それもありますし、それからですね、いろいろお話をいただいて、PRも必要だと、そういうことで、理解をしていただけるようにというふうなお話がありました。それについては、先ほどちょっと申し上げた、例えば、美しい村だよりの中で、今、お話が出たようなほかの町村とか地区でこんな取り組みをしているというふうなことの紹介なんかというふうなこともしていかなければいけないのかなというふうに思っていますし、協議会の中で、参加していただいた中で、いろいろ、こうしたほうがもっと中川村の魅力が発信できて、よくなっていくのではないかとというふうなことも考えていただき、それを、当然、村民の皆さん向けに伝えていかなければいけないかなというふうに思っています。

それから、先ほど言ったようなフォトコンテスト等々ですね、取り上げられて、連合が出している雑誌なんかには時々広告も、これだけのものが美しい村連合に加盟していますというふうな形でも出しているというふうなことで、やっぱり、村外の方から「中川村って、なんか、それらしいじゃん。」っていうふうな話を聞くとですね、村民の方も、こう、やっぱり自信を深めるっていうふうな、それによって村を愛する気持ちがますます強くなっていくというふうなことで、村内の皆さんの理解、それから自信を高めるっていうふうなことがつながっていくのではないかなとい

うふうに思います。

それから、もちろん、村外に向けて美しい村だというふうなことで、村のブランド価値といいますか、村全体のいろんな好印象が広がっていくのかなというふうに思っています。

それから、ブルーシートのお話がありましたけども、ブルーシートも、お話のように、大鹿村も確か透明シートにしようみたいなことを言っているんじゃないかと思いますが、その辺も、いろいろ、透明シートでお日様が当たると、何か、こう、てらっとしたりするのもどうなのかとか、いろいろ、その辺のところは意見が、それこそ分かれるところがあるかと思うので、それこそ協議会の中で揉んでいただいて、その中で、当然、お話のように、もし、そういうことをしようということになった場合に、そうは言っても差額ぐらいは補助せんといかんというような話になるのかもしれないし、そのあたりの辺は協議会のご意見というふうなところに待ちたいなというふうに思います。

そういうふうな美観を守るっていうふうなことだけではなくてですね、先ほど言ったように、それを、こう、うまく、この経済的なところにつなげていく必要がないと、単に美しくするばかりボランティア的にやっているだけではしんどいし、長続きしないのかなというふうに思っておりますので、何とか、この「日本で最も美しい村」連合というものを利用してもらえるっていうようなことを考えて利用していただかなくてはいけないのかなと思っています。

幸い、準会員の方々が大量、中川村が一番多いんじゃないかと思うんですけども、たくさん入っていただいておって、そのマークをどういうふうに使おうかっていうふうなところの試行錯誤をしていただいていると思います。まだ、なかなか、それを上手に自分の商売に結びつけるというふうなところにまで行っている例というのは、そんなに多くはないというふうに思いますが、上手に美しい村連合というふうなものの中川村というふうなところを使っているというふうなことで、自分のブランドを、ブランド価値を高める、商売を優位に持っていきつつというふうなこともやっていただきたいなというふうに思っています。

そういう意味では、準会員の方々が集まってですね、連携してやっていけるようなことをもう少し考えていく必要もあるのかなというふうに思いますし、協議会なんかには、ぜひ準会員の方々なんかも参加していただけたらありがたいなというふうに思っています。

あとは、具体的にというか、この間、村でやったフォトコンテストなんかで、かんでんばのガーデンのほうでも展示をされている青野恭介さんという写真家の方々、写真家の先生ですけども、審査員やっていただきましたが、そのときのお話で、やっぱり、撮影ツアーというようなものがあるんですけど、よく、自分のお弟子さんというか、ファンの方々と一緒についていうふうなことで、今度、中川村のほうに春ごろ来るよっていうふうなお話もいただいておりますし、そのほかにも、民間のツアー会社なんかでも撮影ツアーというふうなことで中川村でというふうなことの動きなんか

も幾つか聞いておるといふようなことで、一例に過ぎませんが、いろんな形の波及効果があるかなといふふうには思っております。それを、どううまく利用するのかといふようなところ、本当にこれから模索していかなくてはならないといふふうには思っております。

以上です。

○6 番 (大原 孝芳) 今の協議会の話なんですけど、村長、あれですかね、今年、協議会を開くという認識でよろしいでしょうかね。

それからまた、ちょっとさっき見えなかったんですが、例えば、建設会社さんがですね、よく資材置き場とかでありますよね、そういうのも、ぜひ、こう、協議会開いていただければ、細かいいろんな村民の思いが出てくると思うんですけど、いろんな、目隠しをされたり、また、あとは、村民の皆さんの中に新しく来た方でも、一生懸命、庭をつくられて、庭をつくる方つつうのは自分が楽しむんですけど、やっぱり見ていただきたいとかですね、そういう思いがある方が一生懸命やっていると思います。ぜひ、そういう方を、やっぱり認めてあげるといふかですね、そういう意味でも、例えばオープンガーデン的なことを、そぞろ歩きなんかでも紹介していただいているんですけど、そういう意味で、一生懸命、景観に対して思いがある方を皆さんが認めてあげると、そういったことができるような場面とか、そういう機会を、ぜひ持つていくことが、協議会に、協議会を開いていただければ、そういうことが行われていくと思うんですけど、今年度、協議会みたいなものを開くということによろしいのでしょうか。答弁をお願いします。

○村 長 もう一度お願いします。

○6 番 (大原 孝芳) 協議会を、今年度、開催されるということでしょうか。

○村 長 今年度、開くということで考えております。

具体的な、いろいろ、オープンガーデンとか、いろんなアイデアをいただきましたけれども、それぞれ協議会の中での議論といふふうな、の材料になれば、そういう中での話だといふふうには思います。

以上です。

○6 番 (大原 孝芳) では、次の質問をさせていただきます。

「新エネルギーの推進について」という題で質問します。

まず、小水力発電の導入についてという副題でございます。

これは、去年、7番議員も質問されていまして、その経過については、具体的なご回答は多分なかったと思います。

まず、5次総合計画の中で、基本計画の中には、このように書いてあります。「マイクロ水田発電など、新エネルギーの導入が進んでおり、今後、村においても実現可能な新エネルギーの導入の検討を行っていく必要がある。」と、必要性を、ここ5年間のうちに行っていくという項目がございます。

それで、今回、私がこの質問をさせていただくにつきましては、2月の新聞報道でありました、長野県が小水力発電を長野県の小河川で行った場合に、発電可能な潜在

力として1日に5,400世帯分の相当の発電が可能であると、そういったことが報道されました。

これは、小水力発電研究会みたいなものがございまして、信大の教授を座長としていますが、県内の市町村すべてに、一応、アンケートをとって、そういった箇所があるかどうかといふような質問を送りまして、それで回答があった23市町村のことについていろいろ述べてあるわけですが、中川村にも、当然、そういった質問状が——質問状といふかですね、そういったものが県から来ていると思いますが、それについて回答されたかどうか。ちょっとすみません。細かい話ですので、わかればお答え願いたいと思います。いかがでしょうか。

○総務課長 ちょっと承知をしておりますが、調べてみたいと思います。現時点では把握をしております。

○6 番 (大原 孝芳) これ、県の県境政策課というところで、問い合わせましたところ、一応、全部送って回答が来たところということでございますので、趣旨はですね、小水力発電の、どういう、箇所が、どういう箇所がありそうかと、河川がですね、そんなような質問を送ったみたいなんです。それで、全県で23カ所しか、市町村しか回答がなかったと、そういう報告でございまして、つまり、県のほうとしては、情報提供や専門家の橋渡しなど取り組み、小水力発電の導入を進めたいとして、今回のこういった発表をされているということでございます。っていうことは、つまり、もし、村にですね、総合計画の中でちゃんと進めたいってうたっているものから、もし、村がその気になれば、ちゃんと県のほうから、そういったサポート体制はできているという意味でございますので、私は、そういう意味で、今回、質問させていただいています。

それで、以前、私も言ったか、以前、7番議員も言ったかもしれませんが、中川村では、現在、飯沼の倉澤さんのお宅で実際に稼働してまして、先ほどちょっと聞きますと、当然、外灯はついていまして、あと自宅にも引き込んでいた、それから、私の水利権がある水利組合でも、一時、研究したことがございましたが、メンテナンスが大変ということで頓挫した経過があります。

つまり、まだ、中川村にどういう河川があって、どういうことができるかといふような段階でございますが、これから、いろいろ、CO<sub>2</sub>の削減等で、必ずや、こういう時代が来るといふので、総合計画でちゃんと、きちんとエネルギーとして提示してございますので、今後、これについてどのように取り組んでいくかとか、そういったことを質問したいと思います。

○村 長 先にちょっと、先ほどの美しい村連合の件で訂正をしますが、協議会の立ち上げは、今年度ではなくて来年度ということで、私も今年度と言ってしまいましたが。

それから、あと、ちょっと言い残したことで、JAさんのほうで天の中川村丸ごと農業公園構想というふうな取り組みなんかもおられたり、先ほどの「イーラ」の活動なんかもありますし、そういった、その民間の——民間といひますか、活動にも大変期待をしているっていうことも、少しつけ足させていただきたいと思います。

それから、小型水力発電につきましては、前にもご質問をいただいておりますが、確か

に、総合計画の中ではですね、小型水力発電に絞ってというわけではないですけども、小型水力発電も含めて、太陽光ですとか、いろんな代替可能なエネルギーの研究をするというふうな形で書いているところがございます。

ただ、以前にも、以前にご質問いただいたときにも申し上げましたけども、小型水力発電に絞って、それだけで考えたときにはですね、なかなか、中川村の場合は、地形的に、何と申しますか、水の流れが急で、雨が降るときと降らないときとの流量の差が大変大きいとかですね、それから、いろんな落ち葉とかごみとかの心配等々があって、なかなかこまめに、何かにあるときには引き上げるとか、いろいろな、そういうふうなところ、下手をすると壊れてしまうとか、いろんな物が詰まってしまうとかあって、いろんなことが出てくるのかなというふうなことで、向いている所は少ないのかなというふうに思っています。

それから、水利権等々の問題もクリアをしなくてはいけないと、そこを通った水が、また全部戻らなければならないというふうなことも、素人には、私も思ったりもするんですけども、どうも、そうではないらしくって、その辺の手続も一応は必要だというふうなことらしいです。

いろいろ聞いていますと、安定して、ある程度流れていて、ごみの心配もないっていうのは、水道管っていうのがあって、水道の配水管の中でこれをやっているっていうふうな話も聞くところはあるんですけども、そういうところは、もうちょっと太いパイプで管が入っている中でやっているっていうふうなことで、中川の場合、それほど物がなかなかないかというふうなところがございます。

ですので、何か、どこかの場所で電気が必要で、そこで電気をとるには水力発電、小型水力発電っていうのが一番適しているということであればですね、全く、そうやることに否定的な感じは全くございませんけども、ただ、一般論として、小型水力発電に村として取り組んでいくのかというふうなことで言われると、その、もし、適切な場所で、それがいいというふうになれば、やるけれども、小型水力発電を一般論として取り組もうという考えは、今のところ持っておりません。

○6 番 (大原 孝芳) 今、村長の言われるのはもっともだと思います。

ただ、今回の件で言っているのもですね、つまり、適材適所であるかということが、まず先なものですから、今、村長のご答弁ですとね、多分、そんなに多分、村内くまなくですね、ですから、ぜひですね、1回、国の施策でもあるし、県の施策でありますので、村内にそういった場所があるか、ないかっていうところを、まずね、調べていただくことが先決であって、そして、もし、あるとすればですね、すぐそこに電源が必要だということほど緊急性はないんですけど、ただ、まず場所探しがですね、ぜひ、やっていただくことが先決じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

県は、そういうふうに申しております。まず場所があるかどうかということ、それから、あった場合に、じゃあ、どの程度の規模であるとかですね、そういったプロセスがあるように聞いていますので、まず、さっきも7番議員と話していましたところ「そんなよう場所があるよ。」っていうような話もちらっと聞いていますので、ち

よっと、所轄の部署はどこだか、ちょっとわかんないんですけど、ぜひ、1回、そこからスタートしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○村 長 電気が必要な場所があって、そこに電気をとるのに水力発電がいいなということになればやろうかなというふうな感じですけども、だから、一般論として、水力発電でできる所はどこかないかっていう探す気は余りないということでございます。

○6 番 (大原 孝芳) 新エネルギーって、とかく、例えば太陽光もそう、太陽光は大分そうじゃなくなったんですけど、最初は、やっぱり、なぜ新エネルギーにしたかっていうと、やっぱり化石燃料についての、やっぱり危機感から始まったと思うんですよね。ですから、単なる実用面だけで始まったんじゃないんですよね。だから、新エネルギーっていうのは、非常に、その、何ていうんですかね、そういう、まだまだ感覚的なもので、例えば街灯が1個つけばですね、それで満足しちゃいけないんですけど、そういうところからスタートしていくもんですから、ただニーズが、どうしてもニーズがないと困るから水力発電を使うというスタートで、今、村長と私と、今、ちょっと意見が違おうと思うんですけど、やっぱり、子供たちにとっても、やっぱり水力で発電されたものが、こうやって電気がつくといったですね、大体、市町村は、みんな、そういう本当の実用的な部分からスタートじゃなくて、今、栄村でもやってみたいですけど、やっぱり、そういった、何ていうんですかね、スタンスで最初から始めていますので、今、村長のご答弁だと、必要性があれば、必ずそこへ何かやらないじゃないけど、余りそのニーズがないところに水力発電は無意味みたいなふうにとったんだけど、それとは、また、私は違うと思うんですけど、いかがでしょうか。

○村 長 「水力発電に適した所を探してこい。」と言って職員に命じて探しに行かせるという気はないです。明確、わかりやすい言い方をすると。

○6 番 (大原 孝芳) 今の点について、私も、ちょっと違うんですけど、それだと、もう、次は、もう絶対、水力発電は、小水力は中川村ではないなという、今の村長のお話ですと、先が進まないなというふうには私は理解しました。

次に、副題のほうの2番に移ります。

木質エネルギーを利用しているまきストーブの活用と森林整備について、また、行政としての原料調達のサポーターの可能か否かという質問でございます。

まず、中川村では、まきストーブをたくさんの方が使われています。そして、特に、村内に移住されて来られた方は、多くの方が利用しています。それは、私の推測でございますが、やっぱり、信州、特に中川村へ住む方は、まきストーブの生活を、非常に、今、あこがれて、雑誌等、あるいは、そういったイメージを持って来られて、それで、実際にまきストーブを入れて、そして一冬越します。すると、まず何が一番困るかといいますと、まきの調達だと思っています。それは、購入すれば、当然、売っているもんですから手に入るんですけど、最初は、なんだかんだ人伝手で手元に入ったりするんですけど、だんだん年数たってきますと、なかなか大変になっているように聞いています。

そうしたときに、私が考えるには、そのまきを確保するのに何か皆さんで協力、N

POがあつて協力したり、あるいは、いろんな情報を手に入れて、その人たちがサポートできないかという発想で、今、質問させていただいています。

まず、まきストーブについて、中川村は、今、どのくらい、何台ぐらい入っているかということは、行政のほうでは、何台ぐらい入っているかということを知っているでしょうか。

○副 村 長 まきストーブの導入台数につきましては、行政として特に調査項目なり対象ということにはなっておりませんので、把握をしないというのが実態であります。

○6 番 (大原 孝芳) 当然だと思います。

また、最近、県のほうでは、今になってようやく調査をしているところがございます。

なぜかといいますと、今、まきストーブっていうのは、古くからございまして、特別、うち、新しい物じゃないんですけど、特に、その環境問題について、例えば、ペレットストーブなんかについては、バイオエネルギーということで、特にNEDOを中心にいろいろ起きてきて、その中でカーボンオフセットという制度ができて、つまり、それをたくことによってCO<sub>2</sub>の削減した分を企業に——企業が担えない分を、それを企業に売って、使用者に還元しようと、そういった制度が、今、始まりまして、今回も、まきストーブについても燃焼した分について、例えば、それをカーボンオフセットしつつ、自分が使用した分を、それが賄えない企業にCO<sub>2</sub>を売ると、そういう制度が、今、始まったばかりでございます。

そういう中で、非常にストーブの、まきストーブの意義というんですかね、まきストーブをたいていただくことによってCO<sub>2</sub>が削減できるといった、そういった大きな命題が、このところへ来てあったということで、県も動いていると思います。

そういう中で、中川村にとっても、数多くのまきストーブが入ることによって、それは、今、業者から買った場合のみで、例えば自分でまきを切ってきて売った分は、ちょっとカウントできな——カウントっちゃうか、そのシステムができないもんですから、まだ、カーボンオフセットの制度はできないんですけど、実際のそのCO<sub>2</sub>の削減については、現実、中川村で、そういったことが行われているわけでございます。

そうしたときに、中川村にそれだけのストーブユーザーがいるということは、そういうCO<sub>2</sub>の削減にも貢献していますし、また、もう少し広い面を見ますと、ひょっとしたら里山整備とか山の整備にも大きく活用できるんじゃないかと思ひまして質問させていただいています。それで、例えば、以前、私も参加したことがございますが、陣馬形の森整備とか、やりましたが、そこで切った木は、当然、持ち出されずに、そこに置いてまいりました。

そうしたとき、今、考えてみますと、もし、そうしたときに、その木を持ち出してストーブユーザーの方に行くことはできなかった、まあ距離もありましたけど、できなかったとか、それから、もし、村有林がございまして。そういうときに、その、それは委託されてやってしまうとか、わかんないんですけど、そういったときに、そういった方も含めて森林整備して、その木をユーザーに持って帰っていただくとか、

そういった面で、行政が、そうした皆さんの一役を担えないかと、そういった思いがありまして、今、質問させていただいていますが、そういったことが可能であるかどうかということ、まず1点。

それから、あと、最近、建設工事がございまして、たくさんの木が村内で切られています。そうしたときに、建設請負業者さんが切って、そして、それから、少し放置されていて、また、仕事が進行するにつれて、それが処分されています。恐らく、入札条件の中で、切る木というのは、恐らく産廃だと思います。それで、処理費として、産廃処理として見積もり、あるいは内訳書に書かれて、それで処理されて、そして建設会社さんがそれを持ち帰って処分されていると思います。それは、どこかで燃したりはしていないと思いますが、きちんとマニフェストを出さなきゃだめなもんですから、きちんと処分されていますが、その行方がちょっと見えないもんですから、もし、入札する段階で、そういった、当初は村の財産なもんですから、ときに、その工事にかかわる伐採した木がストーブのユーザーさんに行くようなシステムができないか、そういったことを、私は、ちょっと考えていますので、その、つまり森林整備について、村で行う森林整備について、そういった人たちを巻き込んで、村民に参加していただくっちゃうことと、それから、今、言った村が発注する立木の伐採した物を産廃処理じゃなくてユーザーさんに届くような方式がとれないかと、そういったことをちょっとお聞きしたいと思います。

○振興課長 森林整備について、ここから出た木材をまきストーブの原料というようなシステムができないかというご質問だと思いますけれども、先ほどお話もありましたように、陣馬の森整備をずっと長くやってきてございまして、あの頂上で下の赤松等を伐採をしてきたっちゃうことでもあります。ただ、現実的に、切った赤松を上まで運び出すというのは相当の動力、何っちゃうの、非常に、人力ではとても難しいというような気もしておりますので、使ってもらう分にはいいと思いますけれども、そんな気がしております。

それから、あと、村有林整備でありますけれども、現実的には、村有林については、ヒノキを中心とした針葉樹、ヒノキ、杉、あるいは赤松等の、カラマツも含めて針葉樹を中心に整備をしております。という中で、その切った材を村民の皆様に提供するということは、やぶさかではございせんけれども、来年度から森林整備の補助体系が大きく変わります、収入間伐が原則というか、主になります。それで、収入間伐というのは、間伐した木を材として集材をして売ることでもありますけれども、集材できない所については切り捨てでもいいということでもありますけれども、集材できない所というのは、山の奥のほうになりまして、したがって搬出も難しいという、そんな所があります。そんな中で、そういった間伐をして、村有林の整備をして、そういった中で、そういった材が発生すれば村民の方に情報提供することはできると思いますけれども、現実的には、そんな状況でありますので、村有林からっちゃうのは、そんなには難しいかなという気がしておりますし、まきストーブの材料とすれば、できれば針葉樹じゃなくて広葉樹のほうが喜ばれるということもありますけれども、赤

松なんかは、やにを持っておるので煙突を傷めるということもありますけれども、そういう材でよければ情報提供をさせていただきます。

以上です。

○建設水道課長

村が行う道路工事等々の発生材の話がありましたが、議員さんおっしゃられたようにマニフェストの問題がありまして、発生材については、その発生する物は、その業者さんが処理をしていただくと、ただ、道路の場合は、補償物件で、ほとんど伐採費等で補償をしておりますので、基本的には、その物については、村の物ではなくて個人の物ということになります。

ただ、村が、全然、そういう工事で材が発生しないかという、幾つかの許される中では発生をしております、例えば、先ほども出ましたが、保全隊が道路際の流木を伐採をした場合、それについては、田島新戸線はかなりやっていたんですが、その木については、前沢川の村有地、道路敷地の所へ搬出をしまして、希望のある方にお分けをさせていただきました。

そういう幾つかの事例はありますが、道路工事、新設の工事等で補償物件で出したものについては、そういうことは考えておりません。

それから、今、工事中であります学校周囲線ではありますが、学校の中にあります桜の木を伐採をした物がありますが、これは、中学校のほうで学校の保護者等々を対象にしなが、使用ができるのであれば、そこへ使っていただくことはいいですよ、それから、希望は幾つか村のほうにも「あの木、くれんか。」つつって何人もお問い合わせいただきましたが、「一応、学校のほうへ申し出てください。」と、こういうふうにお話をさせていただきましたが、そういうものについては、対象になると思います。

ただ、なかなか、搬出をしながら、そこへ無料で配るというのも、非常に村としてもお金がかかることであります。すべての工事について、そういうことができるかという、費用対の問題で非常に難しい面もありますが、村ばかりでなくて、小渋湖で出た流木については、ダムのほうで打ち上げた物をお配りをした経過もありますし、松川インター大鹿線、飯田建設事務所が入っていますが、そこで発生した材等についても、必要な方についてはお分けをしますよと、こういうことでやった経過がありまして、すべてが無理だというわけではありませんが、あんまり費用もかからなくて、なおかつ村に権限があって、余り費用としてもかからん物については、お分けをすることはできると言えると思います。

以上です。

○6 番

(大原 孝芳) 例えばですね、例えば、今度は民有林ですね、例えば、役場のほうにですね、例えば、もうお年寄りになって、自分の山が切れない——切れないというか、逆に、そういう適した材料があったときに、そういう、じゃあ、切ってもいいよとかですね、そういう情報っていうのは、役場に集まることってありますか。例えば、切ってもいい、例えば、植林をすれば、この木は全部、里山ぐらいしかないんでしょうけど、そういう情報っていうのが、もし、集まれば、それを公開していただいて、本来、NPOみたいなところがあってですね、伊那あたりではNPOがそう

いった活動をしているわけなんですけど、中川村には、たまたまないもんですから、もし、そういう所有者と欲しい方と結びつけるようなことが、役場で、もし、できれば一番いいと思うんですが、現在は、そんなような情報というのは、いかがでしょうか。

○振興課長

現在のところ、そういう情報っていうのは、役場のほうへは来ておりませんし、把握をしております。

あとは、獣害対策の関係で、さくをこれから張ったり、これから張る所もあると思えますけれども、そんな中で、水・環境事業で獣害防護さくの整備という、維持管理のいう項目の中で、防護さくの周辺の山を切ったりするっていうのは水・環境の事業の対象ということでありますので、そういうことは地域で話し合ってもらって、お互いに民で分けるということではできると思いますが、あるいは、果樹園を切る方も結構おったりして、そういう方は、個人同士でやりとりをしておると、そんな話は聞いております。

以上です。

○6 番

(大原 孝芳) 私は、ここに、いつも来るまで、例えば中川村へ住むにはですね、まきストーブ、昔は、大鹿村が補助があって、すぐくまきストーブが入ったんですけど、やっぱり中川村へ住んでいただくには、まきストーブ置いたときにね、木のね、用達もいいとか、非常に、今、言ったように、行政で何でも面倒を見ろということじゃないんですけど、そういう面で非常にサポートされていて、非常に住みやすいと、そういう意味で、村長の言われる中川村に多くの人口を増やすとかですね、また、美しい村を形成するについても、私は、非常に大きな、そういうことができるか、できないかっていうのは大きな要素だと思います。ぜひ、そこについては、もし、今、課長が言っていたように、私も、以前、四徳で木いただいたり、最近ですと、大草城址公園で大きな木、切ってもらえて、有線で言っていたいて、行ったら、もうなかったんですけど、そういうふうには、やっけてはいただいているんですけど、ぜひ、そういうことを、情報をですね、ぜひ、多く発信していただけるようなことができれば、私は、この村が、また見直されると、また、と思いますので、そんなことを言いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長

答弁はいいですか。

これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時57分 散会]